

## 平成25年度予算等審査特別委員会記録（第6号）

○日 時 平成25年3月18日  
午前10時00分開会

○場 所 議 場

○出席委員（18名）

委員 長	渡 部 眞 美
副委員 長	小田部 善 治
委 員	飯 田 敏 勝
	井 戸 達 也
	小 澤 陽 平
	金 兵 智 則
	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	空 英 雄
	高 橋 政 行
	立 崎 聡 一
	七 夕 和 繁
	平 賀 貴 幸
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	山 田 庫 司 郎
	山 田 俊 美

観 光 部 次 長	田 口 桂
企 画 調 整 課 長	岩 永 雅 浩
総 務 課 長	猪 股 淳 一
介 護 福 祉 課 長	児 玉 卓 巳
観 光 課 長	田 口 徹
水 産 漁 港 課 長	河 野 宣 昭
港 湾 課 長	酒 井 博 明
下 水 道 課 長	伊 藤 雅 美
営 業 課 長	山 崎 徹
施 設 課 長	佐々木 浩 司

教 育 長	木 目 澤 一 三
学 校 教 育 部 長	小 田 島 和 之
社 会 教 育 部 長	古 田 典 生
社 会 教 育 部 参 事 監	前 田 誠 治

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総 務 議 事 係 長	高 井 秀 利
係	菊 地 香 代 子
係	瀬 口 智 大
係	松 山 俊

○議事の概要 別紙のとおり

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	大 澤 慶 逸
企 画 総 務 部 長	川 田 昌 弘
市 民 部 長	照 井 安 徳
福 祉 部 長	酒 井 信 隆
経 済 部 長	三 島 正 昭
観 光 部 長	井 上 範 一
水 産 港 湾 部 長	鈴 木 義 雄
建 設 部 長	佐 藤 信 之
水 道 部 長	下 間 孝 志
企 画 総 務 部 次 長	今 野 哲 男
市 民 部 次 長	後 藤 伸 次

午前10時00分 開議

◎渡部委員長 おはようございます。

本日の出席委員は18名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

なお、特別会計の関連議案第20号についても合わせて質疑いただきます。

初めに、関連議案の説明を求めます。

企画総務部次長。

◎今野企画総務部次長 議案第20号財産の減額貸し付けについて御説明申し上げます。

議案資料52ページから53ページの資料9号をごらんいただきたいと思っております。市有財産整備特別会計で所有しております西山通と大観山公園線に挟まれました土地について、メガソーラー発電施設建設用地として減額貸し付けをしようとするものでございます。本件につきましては、重要な再生可能エネルギーの利用拡大を図る公益的な事業であるため、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を得て、減額貸し付けをしようとするものでございます。

内容でございますが、1の貸し付け財産につきましては土地でございます。所在は網走市字潮見39番5ほか14筆の内でございます。地目は原野ほかでございます。面積は8万6,049平方メートルでございます。2の貸し付けの相手方でございますが、KSコーポレーション北海道株式会社でございます。4の貸付期間につきましては、契約締結の日から20年間。5の貸付金額につきましては、年額86万490円でございます。

説明は以上でございます。

◎渡部委員長 それでは質疑に入ります。質問者挙手を願います。

松浦委員。

◎松浦委員 おはようございます。それでは質問いたします。

まず最初に、能取漁港整備特別会計について伺います。

昨年はメガソーラーが能取特別会計の所有地に来るということから、市有財産特別会計に面積5万2,962平方メートルの土地を2億3,500万円で売却しました。それでも地価の下落により資金不足比率が悪化するため、一般会計から3,200万円が

投入されたということで、何とか基準をクリアすることができた。繰上充用金という赤字も現在6億9,100万円になったというふうに思っておりますが、それではよろしいか。また、メガソーラーは市有財産の所管だとは思いますが、もしわかればですが、事業開始は多分今月ではなかったかと私は思っているのですが、その辺わかればお答えください。

◎河野水産漁港課長 平成23年度の能取漁港特別会計の決算では、議員の御説明のとおりメガソーラー建設のための市有財産への所管がえによる土地売買収入がございましたので、繰上充用金は約6億9,100万円までになっております。昨年平成24年度、決算見込みですけれども、残念ながら土地の売買収入がございませんでしたので、いわゆる赤字分、平成25年度へはそのまま6億9,100万円繰上充用される見込みとなっております。

それから、メガソーラーに関してですけれども、担当課に確認しましたところ、今現在施設の方はできているのですが、稼働につきましては今試験運転をしている最中だということで、その試験運転の稼働状況を見て、それから本稼働になるということ聞いていますので、実際本稼働がいつになるのかというのはまだ明らかになっておりません。

◎松浦委員 わかりました。念のために伺うのですが、毎年一般会計からの繰入れが一定額なされているのではないかと思うのですが、その辺、例えば新年度で言えばどのぐらい繰り入れがなされるのか伺います。

◎河野水産漁港課長 一般会計からの繰入れにつきましては、平成23年の決算では1,405万1,000円。24年の決算見込みでは1,423万7,000円で、新年度25年につきましては2,559万2,000円程度を見込んでおります。

◎松浦委員 分母となる部分が大きくならないよというということで一般会計から繰り入れをして、これ以上赤字が増えないよというふうなことから措置だというふうに私自身は認識しています。

そこで伺いますけれども、平成24年度で土地の売却はどれぐらいあったのか。また、土地購入の問い合わせはどれぐらいあるのか伺います。

◎河野水産漁港課長 土地売買につきましては、先ほども若干ちょっと説明しましたがけれども、実

績はございませんでした。ただ、問い合わせにつきましてはメガソーラーの部分も含めまして6件か7件程度打診がございました。今後は売却に向けて努力していきたいと考えております。

◎松浦委員 とは言っても、なかなか売却というのは場所的にも困難だというふうには思います。引き続き売却については努力しなければならないというふうに思います。

この会計は土地が売れない限り、問題解決にならないということでありますから、そういう点でも売却に努力をしなければならないというふうに思います。

そこで、一応確認のために伺いますけれども、今売却可能な面積がどのくらいあるのか、まず伺いたいと思います。

◎河野水産漁港課長 現在、売却可能面積につきましては49万5,468平米ございまして、そのうち売却済み面積が32万4,818平米、未売却面積が17万650平米となっております。

◎松浦委員 17万平米ちょっとということになるということでありました。

それで、この土地そのもの、17万何がしの土地が全て売れても、多分赤字は残るんだろうというふうに思いますが、その辺、全て売れたとした場合、どのくらい赤字が残るのか伺います。

◎河野水産漁港課長 未売却地は先ほど御説明しましたように約17万平米ございます。この未売却地を全て売れると仮定しますと、約5億9,000万円になります。平成24年度の赤字見込みが約6億9,000万円とすると、約1億円の赤字が残るということになります。

◎松浦委員 この点では昨年の議論と同じようにしてるわけですが、結果としては未売却地が全部売れたとしても1億の赤字が残るということであります。私たちは、そもそもこの能取漁港整備特別会計というのは、当初から非常に問題があるということで、早期にやめるようにというようにも提言をしてきたわけですが、最終的にはこの会計は57億まで赤字が膨れ上がったという中で、この間の一定の事業や努力によって6億9,000万まで減ったとはいえ、やはりこれは現水谷市政の責任ではなく、過去の安藤市政の最悪の負の遺産だというふうに私たちは考えております。

そういったことから、この会計そのものについ

ては反対せざるを得ないということを表明いたします。

次に、市有財産について伺います。

潮見住宅団地対策費として4,110万4,000円計上されております。前年度より大幅に減少しておりますが、その理由について簡潔にお答えいただきたいと思っております。

◎今野企画総務部次長 平成24年度の潮見住宅団地の予算額につきましては1億728万7,000円ということで、平成25年度と比較をいたしますと6,618万3,000円ほど減額となっております。この減額につきましては、平成24年度で潮見にございます官公庁の官舎が6棟ほどございまして、この購入費として5,000万円ほど計上していたところでございます。この官舎の購入が24年度で完了いたしましたので、この分が減額となったものでございます。

◎松浦委員 それは理解いたしました。

次に伺いたいのは平成24年度の事業の内訳と見込みについて。それから、これまでの事業の総額はどのようになるのか伺います。

◎今野企画総務部次長 平成24年度の事業内訳でございまして、土地建物の買い取りといたしまして2件、金額で5,613万9,000円でございます。家屋の修繕といたしまして2件、189万2,000円。並びに区域内及び周辺区域を合わせました16件の家屋の傾き調査を行っておりますのでございます。

この間、住宅団地の区域内と周辺区域を合わせました区域につきましては、昭和59年から修繕等を行っておりますが、平成24年まで累計で29年間でございますけれども、24億1,340万円という累計額となっております。

◎松浦委員 多額のお金が使われているということがわかるというふうに思います。それはそれでやむを得ないことでもあります。分譲して売ったという責任があります。

それで、改めて伺いますけれども、新たな地盤の変化はあるのかどうか、まず伺います。

◎今野企画総務部次長 毎年、家屋の傾きについては調査を継続して行っておりまして、平成24年度は先ほど申し上げましたとおり16件調査を行っております。この調査結果におきまして、傾きのランクの変動が生じるというようなことは起きておりませんので、現在は小康状態が続いているのではないかとこのように判断しております。

◎松浦委員 わかりました。それで、要観察の地域など、今後も一定期間は監視していかなければならないというふうに思います。なかなか地盤の状況がよくわかりませんからね。今後、収束まではどれぐらいかかるのか。もし予測されていれば伺いたいと思います。

◎今野企画総務部次長 この事業によります収束の時期でございますけれども、この収束ということに関する判断というのはなかなか難しいものがあるというふうに思っております。また、あと何年という年数につきましても、なおのことまた難しい問題というふうに考えております。したがって、現在平成10年に策定をいたしました基本方針に基づきまして、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

◎松浦委員 年数は明確にはなかなかないと。いずれにしても、そこに住んでいる市民の方が納得のいくような対応をしていかなければならないというふうにも思います。網走市民が網走市を信用してやっと購入した土地。家を建ててみたら、5年とか10年の間に傾いて住むことが困難になってくるということでもありますから、これは持ち家を持っている方はどなたもわかると思いますけれども、汗水流してせっかく建てた家が5年10年で住んでいられなくなるような状況というのは、これは非常に辛いものだというふうに思います。

そういう点では、この間、24億1,300万円を超える事業を行ってきたわけでありましてけれども、そして収束までは一定程度の年数はかかるということでもありますけれども、財政的にも非常に痛手になるわけですが、それは市民のいわゆるそこに住んでいる人たちのことを考えたときに、しっかりと手立てを講じなければならないというふうに思います。

引き続き被害者といいますか、そこに住んでいる危険区域と言われている人たち、あるいは観察していかなければならないところに住んでいる人たちに対しての対応はしっかりしていただきたいというふうに思います。

この会計についても、ずさんな土地の造成と、そして分譲によって起きたものであり、私たちはこの会計についても反対せざるを得ないということです。

次に網走港整備特別会計について伺います。

重要港湾計画は私ども当初から過大な計画だということを指摘して反対をしてきました。先日の土木費の議論の中で、第4埠頭に入港できるのは5万トンまでというような答弁がございました。利用計画について、昭和53年当初の計画目標というのは外貿で50万トン、内貿で170万トンで始まり、昭和63年には外貿が80万トン、内房が200万トンというふうに変更いたしました。しかし、状況が思わしくないということで、平成10年に外貿30万トン、内貿が80万トンに大幅に下方修正したと。さらに平成21年、外貿20.6トン、内貿64.6トンへと目標そのものを引き下げました。実に外貿でいえば昭和63年と比べると、4分の1まで目標が下がったと。内貿でも3分の1まで計画を引き下げていると。こういう状況であります。

そこで伺いますけれども、平成24年度の見込み、外貿、内貿の利用状況と、計画目標に対する利用率はどうなっているか伺います。

◎酒井港湾課長 網走港の利用についての御質問でございますが、まず外貿、外国貿易でございますが、平成24年は約10万2,000トンでございます。計画目標に対する利用率は49.7%でございます。それから、内貿の国内物流の方は平成24年は約28万4,000トンで、利用率は44.0%でございます。

◎松浦委員 わかりました。計画目標を、さっき言ったように外貿で4分の1、内貿で3分の1まで下方修正をしても、利用状況というのは、今、課長が答弁した数字でどちらも半分以下という状況です。これはいかに過去の計画が過大だったかということがこのことによってわかるというふうに思います。

次に、所有する土地について、平成24年度の土地売却は幾らあったのか伺います。

◎酒井港湾課長 平成24年度の土地の売却実績につきましては、新港地区における、これは小麦サイロの用地でございますけれども、この1件で2,531平米、金額で4,112万8,750円でございます。

◎松浦委員 土地が売れるということは結構なことだと思いますか、土地が売れない限り、この会計の繰上充用金は減らないということでもありますので、この点でも努力が必要だと思いますが、新年度の土地売却の見通しというのはありますか。

◎酒井港湾課長 幾つか港湾課の方にそういう打

診とかはございますけれども、今のところ確定的なものはありません。

◎松浦委員 とにかく売らないとだめなものですから、大いにそれは努力が必要だというふうに思っています。

予算書を見てみますと、繰上充用金という赤字が15億1,000万円となっております。土地の未売却地の面積と、その土地が全て売却したとして金額は幾らになり、その結果、会計としてはどんなふうなことが予想されるか、伺います。

◎酒井港湾課長 まず1点目の土地売却後の未売却地の状況でございますけれども、網走港における可処分用地の総面積は現在22万447平米でございます。平成24年末の売却済みの用地の面積は9万5,123平米でございます。したがって、これを差し引くと未売却地の面積は12万5,324平米となります。

続きまして、全て売れた場合の収支の見込みということでございますけれども、一応平成24年度はまだ決算が終了しておりませんので、あくまでも今の時点での見込みの金額ということになりますけれども、平成24年度単年度で8,500万円の黒字の見込みでございます。平成24年末繰上充用金の額は14億9,500万円の見込みを立てております。土地を全て売却した場合の収入につきましては、網走港につきましては大面積で購入していただいた方に対しては最大30%の割引を行っておりますけれども、この基準を全ての土地に適用した場合で16億5,700万円の収入となる見込みであります。したがって、平成24年末の繰上充用金から差し引くと1億6,200万円の黒字となる見込みでございます。

◎松浦委員 黒字の見込みはあるということがあります。ただ、大面積という、価格3割引というものもありますけれども、それ以外の形で売ればもっと高く売れるわけですから、そういう形での売却に努力をしていかなければならないというふうに思います。今のところ、この会計は土地が大きく下落していないということで救われているというふうに思うのですけれども、懸念されることとして、土地が順調に売れないと、繰上充用金というこの15億円の赤字の金利が赤字をまた膨れ上がらせるという悪循環になります。今はたまたまゼロ金利政策で金利が一番低い状況にはあるとはいえ、今後上がっていく状況、つまりアベノミク

スでインフレ政策を行っていくという中で、当然近い将来、わかりませんけれども、金利が上がっていくことも予想されると。こんなことを考えたときに、この15億円というのが金利が上がったときに、相当、年間の金利、利息というのが大きく財政を圧迫するということは考えられます。

私どもも以前から言っておりますけれども、そういったことを考えたときに、この会計も第2の能取になりかねないということであって、非常に難しい問題だということで、引き続き土地の売却を進めるということと、この間、私ども、きょうも質問する中で、やはり計画そのものが相当過大な計画であったというようなことは間違いのないところでありますから、この会計についても私どもは反対せざるを得ないというふうに言いたいと思います。

最後に、国民健康保険特別会計について伺います。

国民健康保険の保険料が高いというのは、これは誰もが承知していることだというふうに思います。ここにいる皆さんも、理事者の皆さんも、定年退職を迎えた翌年はびっくりするほどの保険料の請求が来ます。そういうものです。国保そのものは、他の保険と違っていて、事業者の負担がないというようなことから、国庫支出金として国がその分を補ってしているわけです。

ところが、中曽根内閣の第二臨調ができるまでは国50、保険料50という負担でありました。それが第二臨調を進める中で国庫負担を連続して削減すると。そういう中で、実質、国の負担というのが減らされているというふうに私どもは認識しております。結局、その分は加入者と自治体が負担するということになり、今日の保険料、高くならざるを得ない状況になると。こんなふうに私どもは考えるわけですが、その辺について原課としてはどのようにお考えでしょう。

◎後藤市民部次長 保険給付費の財源の50%、公費50%、保険料50%というお話でございます。国保の主幹課長会議等でも、国の説明ではやはり公費50%を投入しているという説明でございます。この50%の中身を見てみますと、国からの調整交付金が9%。都道府県の調整交付金が9%。そのほかに定率の国庫負担が32%。医療給付費の総額に対してこれだけ出していますよ。合計50%になります。こういうことで50%は確保されているのか

などは思いますけれども、いかんせん国保料は毎年上がるような状況でございます。

◎松浦委員 国は一貫して50対50を守っているというのですけれども、これはよくよく調べてみますと、確かに50対50というのは間違いではないのだけれども、しかし計算方法が書いているのですね。それまでは医療費総額の50を出していたところ、そののちは給付費の50%。つまり3割引を既にもう頭からカットしてますから、その50を出している。確かに50対50では間違いはないのですが、その根っこの部分でカットしてますから、こういった点では国で言うトリックをと言いますかね。私はそんなふうに思っています。だから、そもそもが計算の段階で、そういったわかりにくい計算方法といいますかね。しかし、現実には国がその3割カットしてますから、その分については明らかに減っていると。だから、私たちは実質上30%そこそこだと。こんなふうに言っているのもそういうことです。

そういう意味でも国の責任というのは極めて大きいと。だから、例えば社会保険や共済とかというのは、事業者が5割負担してるのだけれども、国保は以前は5割だったけれども、今は3割と。こういうことになっているのだというふうに、大ざっぱに言って。これが現実でありますから、だから余計国保の保険料は、結局、会計上赤字になりますから、保険料は上げざるを得ないと。こんな格好になっていると。こういうふうに私は思います。

そこで伺いますけれども、昨年、国保料が当市では引き上がりました。前年は引き下げたのだけれども、昨年、それ以上、上がったのじゃないかと思うのですが、その要因について伺いたいと思います。

◎後藤市民部次長 保険料につきましては、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金ともに毎年増えていってございます。平成23年度につきましては、医療費は普通どんどん毎年上がっていくものなのですが、たまたま平成22年の医療費が前年度を下回りまして、5,000万円程度翌年の保険料に充てることができました。そのことによって、料率を下げることもできたわけですが、平成24年度を見てみますと、収納率の向上等によりまして、この年は1,800万円程度繰り越しができました。ただ、医療費の伸びには追い付いていくこ

とができませんで、料率を上げざるを得なかったというようなことでございます。

◎松浦委員 医療が非常に高度化してる中で、医療費がどうしてもかさんでくるのだろうというふうに思います。

今後の保険料の見通しはどんなふうに考えていますか。

◎後藤市民部次長 医療費につきましては年ごとにばらつきがありまして、何とも言えないところでございますけれども、今年度につきましては高額療養費が予想以上に増えました。それによりまして、今回、補正を組ませていただいたわけですが、来年度を見ますと後期高齢者支援金につきましては、1人当たりの負担額が平成24年は4万9,497円だったのですが、これが5万2,714円に上がっております。また、介護納付金も5万6,400円から5万9,800円に増額となっております。これは毎年上がってございますけれども、こういうようなことを加味しますと、平成24年度の決算でどれだけ繰り越しができるかというようなことが、まだちょっと見えないものですから、そういう不確定な状況もありますけれども、下がる状況にはないかなというふうに考えております。

◎松浦委員 国保料については代表質問でも聞いておりますけれども、高すぎる国保料は下げなければ保険加入者が大変で、そういうような状況もあります。答弁では一般市民との公平性に欠くというようなことで、安易に行うべきでないという冷たい返事でした。

市として、全国市長会を通じて国庫負担の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において、実行ある措置を講ずるよう要望していると、こんなふうな答弁でもございました。この言葉は実は大場市長の時代からずっと聞いておりまして、しかし、一向に進まない状況で、いら立ちさえ覚えている状況です。しかし、こういう中で平成24年度の補正予算では、先ほど、次長が言ったように、一般会計からの繰り入れもいたしました。私はその点では評価したところでもありますけれども、そういったことから一般会計からの繰り入れについては、考え方は変わらないということでしょうか。

◎後藤市民部次長 代表質問等でも市長からお答えしておりますけれども、やはり他の国保以外の

方との公平性、こういうことも考えますと、なかなか多額の額を繰り入れすることは難しいかなと思います。やはり市の財政状況もございまして、それらを勘案しながら、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

◎松浦委員 ここはそちらも譲れないかもしれないのですが、私どももこれは引き続き訴えていきたいというふうに思います。代表質問でも言っていますけれども、3割を超えているのですね、加入者ね。だから、そういった点でも決して特定の人たちだけではないと。ましてや、いわゆる国民健康保険ですから、命に関わる問題で、ここに一定額の一般会計から繰り入れをしても、それほど問題になるというふうにはならないと思いますし、現実に全国の自治体ではそのようなことをしておりますので、これは引き続き私どもは要求していきたいというふうに思います。

次に、収納率、それから滞納の状況について、今どのようになっているか伺います。

◎後藤市民部次長 初めに収納率でございます。平成21年度は90.96%。22年度が91.91%。23年度が92.98%ということになってございます。

また、滞納状況でございますが、現年度分の翌年度繰越額ということで申し上げますと、平成21年度が1億577万3,663円。22年度が9,538万5,585円。23年度が8,289万4,786円となっております。

◎松浦委員 そういう意味では収納率が徐々に上がってきていると。それから、滞納額も減少しているということでは、大変、会計にとってもよいことだろうというふうに思います。それは原課としての努力の結果だというふうにも思いますけれども、この点での特徴的なことがもしあれば伺いたいのですが。

◎後藤市民部次長 保険料の収納につきましては、税務課の方で担当していただいております。いろいろインターネット公売ですとか、新しいこともやっておりますが、やはり滞納が余りたまらないうちに早期に接触をします。滞納者の方と接触をして、納入相談をしていただくと。そういうことによりまして、収納率も上がってきているのかなということがございます。

◎松浦委員 やっぱり直接会うというのが一番だと思います。しかし、なかなか会えないということも現実にはありますけれども、引き続きこのことについては努力をしていきたいと思いますが、し

かし、自治体によっては相当強力な方法も使っているというところもありますから、それはそこまでやるのはどうかなというふうなことも考えます。

次に伺いますけれども、短期証、それから資格証の発行状況について伺いたいと思います。

◎後藤市民部次長 初めに短期証の交付状況でございます。平成22年度2月1日現在の数字となりますが、644世帯。23年度が578世帯。24年度が489世帯。資格証でございますが、22年度が45世帯。23年度が41世帯。24年度が40世帯となっております。

◎松浦委員 これもそれぞれ減少してきていると。先ほどの滞納が減ってきているというふうなことも、当然そういうふうになるのだろうというふうに思います。

私どもはやはり資格証というのは、相手にもよりますよ、悪質な例としては自分は払わないのが主義だとか、というようなこともいますけれども。しかし、ほとんどの人たちは、やっぱり生活が大変で払うことが困難だというような人が多いのだろうというふうに思います。そういう意味では納付相談というのが一番大事になってくると思います。今後とも是非ともこの納付相談については努力をしていただきたいと。しかし、この資格証というのは、これまでもずっと私ども言っておりますけれども、資格証を発行するということは、保険証を取り上げるということなのですね、実際上は。窓口で100%、10割払わなければならないわけですから。そのお金がないがために払うことができないし、結果として病院に行くことができないと。こんなことになり、病気も悪化するというようなことを考えると、やはり命に関わるものであり、やっぱりこの資格証というのは発行すべきでないと考えます。

さらには、TPPの問題では、安倍首相が正式に協議参加表明をしましたがけれども、もし正式に参加するようなことになれば、日本の医療というのは崩壊するというふうにも言われております。国民皆保険が崩れるというふうにも言われていて、人の命も金次第というふうな状況。こんなことになれば、まさに低所得者の人はより一層大変な暮らしを強いられるし。医療の場においても格差が生じるということでありまして、このようなことから、私はやはり資格証の発行というのはすべ

きでないということで、その点について私どもは問題点を指摘して、この会計についても反対せざるを得ないという立場を表明して、私の質問を終わります。

◎渡部委員長 平賀委員。

◎平賀委員 質問させていただきます。

最初に企業会計について伺いたいというふうに思います。

農政のところでも一部聞きましたけれども、網走市の一つの課題として工業用水をどういうふうに確保していくのかということが、私はあるんだというふうに思います。最初にこのことについて伺いますが、新しい水源の確保、もしくはオーバフローを活用して新しい工業用水の確保に充てていく。または、料金等で工夫をしていくなど、さまざまな形が考えられると思いますけれども、現状何か検討していることがあれば伺いたいと思います。

◎佐々木施設課長 工業用水の利用の関係で、水源といいますか、工業用水の場合、多量に安価な水を提供しなければいけないと。その関係で水質の関係は上水と大きく異なるということになります。その場合、今の上水道事業ではなく、工業用水道事業という形で検討せざるを得ないと思います。その関係では経済産業省の方が所管となりますので、その工業用水事業法の中で検討されるべきだと思いますが、企業誘致となれば、その団地形成の中で、どのような企業が来られて、どのような水質基準の水が必要となるかによって、施設の整備に大分違いが出てくると思われ。その関係では工業用水事業法の中では国の援助という形もございますので、その援助内容について研究し、企業誘致の際にはその企業誘致の所管部署とも連携しながら、研究をこれから進めてまいりたいと思います。

◎平賀委員 現在は厚生労働省の所管ですけれども、今度は経産省の所管になるということですね。今後、検討していかなければ、なかなか、即実現する、しないというのは難しいのだなということが、改めてわかったところでもあります。これについては今すぐ、なかなか検討ということにはならないと思いますけれども、今後の状況、推移を見ながらぜひ積極的な検討を求めていきたいというふうに思います。

次に、導水管の事故に関連して幾つか伺ってま

いりたいと思います。

まず、導水管の事故を受けて、今年度の予算で恐らく変更になったものとか、見直しされたもの、前倒しされたものというのがあるのだというふうに思いますけれども、まずそこについて御説明いただければと思います。

◎佐々木施設課長 今回の断水を受けまして、まず今回の断水の一番の要因、それが断水の漏水箇所を早期に発見できなかったというのが、一番の大きな要因でございました。

その関係で対応策といたしまして、平成24年度、今年度の修繕費の中で対応できる予算につきまして、常設の流量計2基を今現在施工中でござい。ポータブルの流量計で2系統に4カ所ずつ、全箇所8カ所をポータブル流量計で特定できる、設置している升が8カ所ありますが、そのうちの2カ所について今年度行い、25年度につきましては、残り6カ所につきまして、計画修繕の優先度の見直しという形で、常設の流量計6カ所を設置したいと思っております。これにつきましては、インターネット回線を利用いたしまして、流量データについて水道部事務室及び桂町浄水場にデータを送信するとともに、タブレット端末で常時監視できるように整備を進める予定でござい。また、早期修繕今年箇所として位置づけております、25年度から施工予定いたしております東藻琴の新富地区、これにつきましても更新の前倒しのため、補正予算を検討することとしてござい。

◎平賀委員 詳しく御説明いただいたので、わかりました。前倒しでやられているところも含めて取り組みされているのだというふうに思います。

当然、導水管の更新についても前倒しできるころはしながら、また、国に対して補助要望を引き続けていくというふうになるのだというふうに思います。

経費は施設が古くなればなるほどかさむというか、ふえてくるのはある程度やむを得ないのだというふうに思いますし、今後、水道の使用料が増加するというのも、現状だとなかなか見通せないような状況があるのかなというふうに思います。そうすると、どこかの時点で経費を削減を引続き続けるということになると思いますけれども、限界は来ると料金の改定というのは考えな



ればならないと。以前の委員会の答弁だと、もうちょっと早くしなければならぬというようなお話もあったのですが、それをいろいろ工夫されながら現状に至っているのだなというふうに理解していきまして、そこは原課の努力だというふうに思って、率直に評価をさせていただきたいと思うのですが。あるときになってどんと料金が上がると、市民の皆さんはやっぱり混乱をするのだというふうに思います。できるだけ料金改定はないほうが市民の皆さんにとってはいいのでしょうか。でも、そうは言ってもどこかでしなければならぬというふうに、そういう状況もあるのだらうと思います。その辺の見通しはどのように今お持ちでしょうか。

◎山崎営業課長 水道料金改定の見込みのことをございます。現在の水道料金は平成17年度に7.5%の料金改定を行いまして、丸8年が経過しております。

歳入面では少子高齢化などによる給水人口の伸び悩み、長引く景気低迷の影響により水需要の減少、及び企業の節水努力、事業規模の縮小、井戸水の利用など、使用水の減少に伴い料金収入が減少しており、厳しい経営状況が続いております。

歳出面では公的資金、補償金免除、繰上償還金制度の活用、計画的な修繕や更新事業の優先等の設定の実施。平成22年度からは料金等の窓口事業の民間委託の導入など、歳出の抑制を図ってまいりました。

料金改定の見通しでございますが、平成17年度以降、本来、昨年も申しましたが、25年度改定予定でございましたが、歳出の抑制を図ってきた結果として、1年間先延ばしすることができました。現在、平成26年度には余剰金がマイナスとなる見込みでございますので、現在、積立金を取り崩し、補てんを考慮しておりますが、全額取り崩しても、平成26年度には累積欠損金が生じる見込みのため、平成26年度には料金改定が必要と考えております。

現在、事業の前倒しによる費用の、いわゆる料金の値上げの関係でございますが、現在検討しております料金の中では、導水管布設がえの前倒し分を7カ年程度の計画で見込んだ中で収支を見通していきまして、今回の期間の短縮を検討しておりますが、現在検討している改定では考慮しておりません。これは長期的には導水管を更新する経

費は同等であるため、そういった意味で負担増はないと考えております。しかし、今後はさらなる人口の減少や景気低迷の影響により、水需要の減少など、給水収益の減少や、さまざまな要因による影響など考慮した中で、収支均衡を図るため、料金改定の検討を行わなければならないというふうには考えております。

◎平賀委員 現状について詳しく御説明いただきましたので、料金の状況は理解をさせていただきました。

改めて改定の時期を迎えるときに、また所管委員会での議論というふうに思いますので、きょうはまだあくまでも仮定の話ですから、この程度にしておきたいというふうに思いますけれども。一方で布設がえをするとすると、路線が長いわけです。全線布設がえをするというのが基本だというふうに思いますが、経費の削減ということで考えると、もう一つやり方はあるのかなというふうにも思っています。

例えば、郊外に給水タンクを設置して、定期的に給水車を走らせた方が安いという考え方もあります。これは北大公共政策大学院の方の研究結果で出ていることなのですけれども、そんな考え方も一つ。これ、例えばの話ですけれども、布設がえと合わせて、料金改定を抑えるために、現在の方法をいろいろな形に変更するというのも考えることは必要ではないかなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

◎佐々木施設課長 ただいまの御質問ですが、現在、水道事業の更新事業という形で厚労省を中心といたしまして、更新の形態、今のように水を運んで、小規模の場合ですが、その方が新たに設備投資するよりも、別の水源から運んだ方がよいのではないかという議論も確かにされてございます。その辺、当市についてそれが当てはまるかどうかは、まだ検討これからでございますが、厚労省から今後の更新の形について結果が出た内容について、市としても検討していきたいと思っております。

◎平賀委員 これは事業運営の工夫の話だというふうに思っておりますが、市の方で現状の態勢を維持するというのを基本にされながらも、それともしかしたら違う手法で、市民の皆さんの生活を低下させないということが保たれて、かつ経費が抑えられるのであれば、全体的な料金の値上げを

抑えるということにつながります。そうすることで、市民の皆さんのより理解も得られやすいということもあり得ますので、是非、状況については精査をしていただければというふうに思います。

次、ちょっとそれましたけれども、もう1回、断水時のことを伺いますが、対策本部のことについて伺いたいと思います。

対策本部の態勢については、改めてどのような人員で対応されたのかということを確認させていただきたいのと、また、今回の対応をされた中で、反省点というのが恐らくあったのだと思います。その反省点、現時点でわかっているものだけでも結構ですので、あればお聞かせいただければと思います。

◎山崎営業課長 断水時の対策本部の態勢ということでございますが、今回のような導水管の漏水事故発生時には、網走市地域防災計画に準じて市長の指示により災害対策本部を設置いたします。災害対策本部は水道施設の事故発生等、緊急的に応急措置が速やかに実施するため、水道部事務室に設置いたします。対策本部の本部長は市長とし、副本部長を水道部長とします。また、直ちに緊急部長会議を招集し、状況確認及び協議を行い、最も有効で適切な方法の検討、断水の有無及び復旧方針を決定いたします。また、その中で、断水を決定した場合の対応といたしましては、自衛隊への要請、協定締結事業者、他都市、関係機関への応援要請、断水等の給水制限の有無、応急給水に関する事、水道施設の復旧に関する事、広報活動、広報に関する事、他部局への支援態勢に関する事などを決定し、直ちに水道部職員は関係機関への連絡をし、準備に取りかかるということになります。

反省点ということになりますけれども、今回の中で周知が遅れたということが、非常な反省点だというふうに思っております。

◎平賀委員 わかりました。状況については理解をさせていただきましたが、ここに入っていく人員なのですけれども、市長と部長という答弁がありましたけれども、そのほかには当然市の職員の皆さんの中で必要とされる方々が入っていくと思いますけれども、そのほか外部の方、例えば自衛隊の方が加われるとか、他の機関の方が加われるとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

◎山崎営業課長 対策本部の人員ということでございますが、対策本部には応援要請をした場合につきましては、自衛隊、消防署、他都市の関係機関の指令本部が対策本部内に設置されます。また、これに合わせまして、総務、給水、復旧、上水班の責任者が配備されるということになりました。それ以外の方につきましては、立ち入りを御遠慮願っているという状況です。

◎平賀委員 私も断水の当日、行かせていただいたときに、立ち入り禁止の札がしっかり立っていましたので、隣の伊藤課長のところに行って状況を伺ったのですけれども、当然、ここにはそれ以外の方は入れないということで間違いありません。

◎山崎営業課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

◎平賀委員 確認をさせていただきました。ここにはそれ以外の方は入れないということでありますから、しっかりそこは認識して我々もやっていたかなければならないということだと思います。

◎渡部委員長 平賀委員の質疑の途中でありますが、ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

平賀委員の質疑を続行いたします。

平賀委員。

◎平賀委員 続けさせていただきます。国保会計特別会計について伺いたいというふうに思います。

昨年の答弁の関係で、年齢層によって保険料の負担が限界に近づいているという答弁があったところであります。端的に伺いますが、この年齢層というのはどこを指しているのか、また、そこに対する対策をどのように考えていくのか、見解を伺いたいと思います。

◎後藤市民部次長 年齢層ということでございますが、年齢的に負担が重くなりますのは、介護納付金分が増えます40歳からでございます。ただ、若い方でも所得が高い方ももちろんおりますし、年齢層というよりは、所得階層によって限界に近づいているという意味でお答えしたのではないかと思います。

対策はどうするのかということでございますが、保険料につきましては、医療技術の高度化や、被保険者の高齢化によりまして、毎年増加しております。また、後期高齢者支援金や介護納付金も毎年増加しております、保険料もそれに伴いまして毎年上げざるを得ない状況でございます。

上げないための努力といたしましては、健康推進事業や医療費の適正化対策を進めると共に、保険料の収納率の向上を図っていかなければならないと考えております。ただ、それにも限界がございまして、やはり国に対しまして負担の割合の引き上げなど、強く求めていきたいと考えてございます。

◎平賀委員 現在の状況ですと、その対策というのは国に求めていくしか基本的にはないということと、努力できる分は努力をして、何とか抑制していきたいということなのだと思いますけれども、例えばですけれども、その所得階層だけに絞った支援策というのを市で導入するということは、技術的にできないものでしょうか。

◎後藤市民部次長 なかなか所得階層ごと、ターゲットを絞った形での保険料の緩和と申しますか、そういうことはなかなか難しいかと思えます。ただ、今の税と社会保障の一体改革の中で、低所得者対策といたしまして国が2,200億円をつぎ込むというようなことが、時期は決まっておりますけれども、そういうようなこともございまして、国によってそういうことが早期に図られれば、低所得者の方につきましては軽減になるのかなと考えております。

◎平賀委員 そこは現在の法律だとなかなか、法の制限の関係で難しいということですね。市としての事業としてそこをつくる、政策的などうこうというよりは、法律的に難しいということで理解してよかったですでしょうか。

◎後藤市民部次長 やはり、そういう料金の賦課につきましては、システムで自動的に世帯ごとに出てきますので、なかなか一部だけをそういう負担軽減というのは、システム上もなかなか難しいこともございますし、なかなかどこにターゲットを絞って軽減すればいいのかという問題もございまして、なかなか難しい問題かと思えます。

◎平賀委員 システムの改修を伴うのであれば、その部分を独自のものにできるかどうかという

ことだと思いますけれども、その辺についてはまた、今回はちょっと一旦置いておいて、次の質問に移りたいというふうに思いますが、いずれにしろ、何らかの形は検討していただきたいなというふうに思います。

次ですが、網走市の国保会計も厳しい状況にあるのだろうというふうに思いますが、道内では確か8市、国保会計に一般会計から繰り入れをせずに運営してる自治体があるというふうに理解をしています。恐らくいろいろな工夫をされているのだろうと思いますが、そこから学べるのが何かあればというふうに思うのですけれども、まずそこについて伺えればというふうに思います。

◎後藤市民部次長 法定外繰り入れにつきましては、各市でも大変苦勞されていると聞いてございます。毎年、どういった繰り入れをしているか、調査ものが来ておまして、毎年まとめて、その結果を見ておりますけれども、委員おっしゃった8市ほど法定外繰り入れをしていない市もございまして。中を見ますと、繰上充用金で対応してるのかなと思いましたが、そうでもないですし、逆に基金を積んでいるところもあります。ですから、繰り入れをしないということは、やはり保険料が高いのかなと。保険料で賄い切れているのかなというような感想を持っております。

◎平賀委員 その概要からうかがい知るとのことだと思いますけれども、その8市の状況を調査することが、もしかすると保険料抑制の何かのヒントになるかもしれませんので、ぜひ、そこは状況を見ながら対応していただければというふうに思いますが、最近は何年間の目標という形で、一般会計からの法定外の繰り入れの限度額をあらかじめ定めた上で、そこを上回ることはないように医療費の抑制だとか、国保会計の健全化と必要となる政策を打ちながら、財政の継続性を図っているというような自治体も少なくない状況になってきています。北海道は余りないのですけれども、本州に行くとスタンダードなやり方になります。

網走市は現在、年度ごとの上限というのは、もちろん予算上定めていらっしゃるというふうに理解するのですけれども、中長期的な視野でのこうした考え方は、これまで見られなかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎後藤市民部次長 中長期的な視野ということで

ございますけれども、一般会計ですと5カ年ですとか、いろいろな中長期計画を立てて運営しているところがございますが、国保会計におきましては、年ごとの医療費の増減もばらつきがあります。ですから設定したとしても、そのとおりになるとはなかなか限らないものかなというふうに思います。

それで、今回補正もいたしましたけれども、やはり見込みというのはなかなか難しいものでございまして、中長期的にはなかなか計画は立てられないかなと考えております。

◎平賀委員 なかなかそういう考え方で研究をされてきてないということも、理由としては一つあるのかなというような感覚もありますけれども、他市でやっているところも実際ありますので、そこは恐らく会計が厳しいからそうせざるを得ないという側面も多分あるのだと思いますが、ここは必要な研究は、私は続けていただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険特別会計の関係で伺っていききたいというふうに思います。

地域包括支援センターの関係で伺っていきいますが、最初に会計全体についての所見を伺いたいですけれども、2011年2月17日に高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進にかかる説明会というのが厚生労働省で行われています。この資料を読んでいくと、現在、75歳以上の人口は10人に1人ぐらいの割合ですけれども、30年になると5人に1人。そして、55年、ここにいらっしゃる皆さんがどうなるかというのは別として、55年には4人に1人いるという状況になっているということになります。また、世帯数の推移を見ると、細かい数字は省略しますが、今後は単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加がやはり読み取れます。

また、認知症高齢者の増加傾向というのは続きます。2015年には日常生活自立度が2ないし3以上の方で、65歳以上の人口に占める割合は11.7%。それから30年には15.7%。そして45年には16.1%と、確実に認知症の方々が占める割合というのも高まっていく。

こういった状況の中で、高齢者の居住の場はどうなっているのかというのを見ると、8割以上が持ち家で暮らされている。さらに、9割以上は在宅で生活をしている。そして、要介護者の高齢者の方々も8割が在宅であるということが、調査の

結果から明らかになっています。

網走市もこうした全国的な状況と基本的には変わらないのだというふうに思いますが、現状の認識はいかがなのかということと、こうしたことが状況だからこそ、地域包括支援センターを含めた地域包括ケアによって、在宅を支える仕組みづくりを進めていくことについては、非常に重要性が高まるのだというふうに思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

◎児玉介護福祉課長 まず、網走市の高齢者及び住まいの状況でございますけれども、基本的には今、委員のおっしゃられた全国の状況と同様の状況でございます。具体的には65歳以上の高齢者の方は昨年、高齢化率ということで25%になりましたので、4人に1人と。そして、そのうち75歳以上の方はそのうちの約半分となっておりますので、言いかえますと、8人に1人が現在75歳以上の方という状況でございます。

また、高齢者御夫婦の世帯、あるいはお一人暮らしの世帯、そして認知症の高齢者の方、こういった状況は全国の傾向と同様に、本市においても徐々に増えているという状況でございます。

また、居住状況につきましても、全国傾向とほぼ同様でございますけれども、網走市は施設整備等の関係もありましたので、要介護認定に占める在宅の方というのは、今現在75%という状況です。ただ、いずれにしましても、ほとんどの方は在宅での生活をももちろん希望しておりますし、地域包括ケアという部分は、住みなれた地域で生活を続けていく、そこを支援していくということが一番の基本ではございますので、そういった包括支援センターも含めて、この地域包括ケアのような考え方をいかに有効に進めていくか、これは大変重要なことと認識しております。

◎平賀委員 共通の見解に立った上での質問だということで、続きをさせていただきますが、昨年質問をさせていただきましたが、2カ所包括支援センターがありますけれども、課題についてはそれぞれ多少の違いはあると思いますけれども、対象者の増加と、相談内容や対応方法を含めたケースの複雑化だというふうに理解をさせていただいたところであります。また、このセンターについては、地域包括ケアシステムの中核を担う要の役割だということも、去年の答弁で示されておりました。

こうした状況を受けて、私は目指すべき包括ケアシステムの概念図をイラスト入りなどのわかりやすい形で制作することを、去年、質問の中で求めてまいりました。また、それを各事業者に示しながら、広報などで周知し、あるいは住民懇談会などでも周知していくことが必要だということや、この作業を進めることで、網走市の現状分析と課題整理を行うことにもつながることで、作業から得られるものの意味というのも大変大きいというふうに申し上げた経緯がございます。

関係機関とも協議の上、作成の検討をしてみたいという答弁もあったところですが、今年度の進捗状況と、来年度に向けた見通しについて伺いたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 地域包括ケアの概念図でございます。昨年の御質問でもございました。それで、現在、網走市としての概念図、イメージをどうすべきか、これは将来に向けて大変重要な、わかりやすい示すものになると思いますけれども、現在、包括支援センターを含めて協議会、関係団体ともまだ協議段階でございまして、作成に向けて進めていきたいと考えております。

◎**平賀委員** 時間をかけてでも、しっかりしたものをつくっていくという姿勢なのだろうというふうに、前向きに理解をさせていただきたいというふうに思いますが、改めて確認しますけれども、私はこれまで現在の概念図というものを示す自治体はあるのですけれども、あわせて将来に向けて構築すべきものという概念図を示した自治体は非常に少ないのですけれども、その2枚が必要だというふうに思っているところなのです。是非、そこをやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎**児玉介護福祉課長** その点も含めまして、協議をしていきたいと考えております。

◎**平賀委員** 全国に向けて、新たな取組ということで紹介されていくであろう事例に多分なると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、包括支援センターの一つの重要な役割であります地域資源の創造や掘り起こしについて伺いたいと思います。

今、現在、あるものをつなげていって、できなかったことをできるようにしていく。そういった役割は十分に果たされているのが包括支援セン

ターだというふうには理解をしておりますけれども、課題としては、現在の地域資源にないものをどう創造していくかということだとか、眠っている地域資源をどう掘り起こして、課題の解決につなげていくのかという面だと思っております、こういう面はまだ取り組む余地があるのだろうというふうに理解しておりますが、これまでの取組と今後の考え方について伺いたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 地域資源の創造、掘り起こしという点でございます。現在も地域包括支援センター及び行政が中心となりまして、さまざまなケースに応じまして、民生委員さんですとか、町内会、老人クラブ、社会福祉協議会、ボランティア団体などと連携を図りながら、個々のケースに必要なとされる、公的ではない、制度から外れる、外れるといえますか、制度にはない支援。これを地域とも協議して、そういった支援が提供できるように、連携できるように進めております。

現在もさまざまな形で、いわゆるインフォーマルといえますか、公的ではない例えばボランティアですとか、それこそ御近所の方、知り合いの方の支援というものをつなげております。

また、関係機関との連携という部分につきましては、地域でのケア会議ですとか、さまざまなネットワークを通しまして、いろいろなアドバイスをいただいたり、提案をしたり、相談をしたりという中から、やはりこれはつくられていくものと考えております。

創造、掘り起こしについては、やはり今ある形の関係機関との日常的な相談できる態勢、連携をとれる態勢、これは現在、網走においては、なかなかいい関係が、それぞれ関係機関の努力で築かれてきていると思っておりますけれども、その関係をより強固にして、そしてネットワークの網の目をさらに細かくするという形の努力を地道に続けながら、その中で新たな支援ですとか、新しい人的な、あるいは社会的な支援、その掘り起こしに。具体的にどういう取り組みでという部分は、今申し上げにくいのですけれども、やはり地道な、今までにでき上がっているいい関係を引き続き強固にすることによって、継続して新たなものについても支援を広げていきたいと考えております。

◎**平賀委員** その中には、恐らく包括支援センターの運営協議会の強化というのにも含まれるとい

うふうに思うのですけれども、ここもやはり強化をしていくことで、今、答弁あったようなことのさらなる強化につながると思うのですけれども、その辺についての見通しや状況について伺いたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 地域包括支援センター、運営協議会につきましては、このセンターの設置運営評価に係る事項の審議ですとか、事業の審議、評価を担っております。また、この協議会の所掌事務としまして、今お話がありました地域資源の開発ですとか、さまざまな介護保険以外のサービスとの連携態勢の構築というものもございます。

実際的に、この協議会としてのこういった地域資源の開発、連携の推進という機能については、実用としては、協議会自体としてはなかなか発揮できていないという状況が、現在もございます。ただ、この協議会の委員を、17名の委員ですけれども、構成してる団体、これは医療、介護、福祉、地域、ボランティア等の各団体になりますけれども、こういった団体との連携というのは、先ほども申しましたけれども、日常的に相談、連携の態勢をとっております。

ですから、こういった連携態勢を引き続き強めていながら、協議会としての取り組みについても、そこに協議会自体としてどういう形で入っていけるか。これも引き続き検討していきたいと考えております。

◎**平賀委員** 全国の先進事例を見ると、ここ自体が実務者で構成されているということと、それから実効組織に実はなっているという側面が、結構ふえてきているというふうに思います。

その辺はまだこれからということですが、進捗状況についてはよく理解できましたので、積極的に進めていただきたいと思います。

続いて、地域ケアシステムをやはり強化するというのを考えていかなければならないと思いますけれども、そのためには包括支援センターをどう強化するということが、やっぱり必要なのだというふうに思います。

それで、今年度からスタートした事業に、地域ケア多職種共同推進事業というのがあります。この事業は包括支援センターの機能強化の事業として、地域ケア会議等の活動支援事業や、ワンストップの相談支援事業が実施できるほかにも、家族介護者相互支援事業として、介護に当たる家族

を支えるために、七つの事業が実施できるようになっています。私はこの事業が包括支援センターの機能強化のためにも、実施すべき事業だというふうにとらえておまして、積極的に実施を求めたいというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

◎**児玉介護福祉課長** 多職種共同推進事業につきましては、まずワンストップ事業。これは高齢者、障がい者、児童等、対象者を問わない包括的な窓口を共通化するというワンストップ相談支援事業でございます。

また、家族介護者相互支援事業も市町村の実施を、包括支援センターの実施は可能ということです。現在も多職種の連携については、先ほども申し上げましたけれども、さまざまな形で連携と協働を行って、情報共有、意見交換も行ってございます。

実際の補助事業につきましては、今後から将来的な包括支援センターの態勢の強化ですとか、専門職の確保といったことも含めての課題の整理というものが必要になってくると考えておりますので、実施している他市の状況も調査して、今後研究していきたいと考えております。

◎**平賀委員** ここも幾つかやるためのルールというのがあって、これはやらなければならない。これはやってもやらなくていいとかというのがありますので、そこを含めて研究をしていただきたいと思いますが、機能強化のためには私は必要な事業だというふうに思います。

次に、昨年、日常生活支援総合事業についても伺いましたけれども、検討状況と今後の見通しについて伺いたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 日常生活支援総合事業についてでございます。これは平成23年度の介護保険法改正で、新たに第5期24年から地域支援事業の一つとして創設された事業でございます。わかりやすくお話ししますと、要支援の方、そして介護認定では自立となった方、この方に対して、切れ目のないサービスを提供するという。さらには、ボランティアの活用ですとか、そういった部分がある事業でございます。

現在、第5期の計画期間でございますけれども、第5期におきましては、この事業は非常に制度的な面で複雑になる。そして、要支援の方にとって特に、果たして本当にメリットが大きい

か、それともデメリットがどうなのかといった点。こういった点がまだ整理されていないという段階にありましたので、財源面も含めて第5期では実施しないこととしております。

第6期に向けましては、この事業、現在実施している保険者が全国で27保険者と、非常に正直少ない現状でございます。ですから、この制度自体のメリット、デメリットが、まだ検証ができていないという実情に今の段階ではあると思います。この制度自体で、例えばボランティアの活用ですとか、そういった取り組むべきもの、これについては多々あるかとは思いますが、制度全体としては、今言った状況でございます。

また、第6期に向けましては、これ以外にも介護保険制度全般について、さまざまな今、改正の議論がなされております。その中には要支援者の負担のあり方も大きく取り上げられてくることとなると思いますので、これらの点と合わせて、こういった制度改正の動向も注視しながら、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

◎平賀委員 ここについても、見解は同じくできるなというふうに思います。慎重な検討が必要ですが、その状況を見ながら、実施の有無については検討を続けていただきたいと思います。

次に、成年後見制度の関係を伺いたいというふうに思います。

この制度、昨年も一部触れさせていただきましたけれども、社会福祉協議会の方で実施されている権利擁護事業などとともに、高齢者や、あるいは障がいのある方々の暮らし、それから権利の行使をお手伝いし、守っていくという意味でも大変重要だというふうに思います。専門職の不足もあって、なかなか進捗しないこと。あるいは、首長申立ての必要性があっても、なかなか市町村で対応できないところがある。また、首長申立て制度そのものを十分に活用し切れてない市町村もあって、なかなか進まないということで、現場のソーシャルワーカーには無力感が漂っている市町村もあるのだというふうに、全国的には言われている状況です。

網走市については、現状いかがでしょうか。

◎児玉介護福祉課長 成年後見制度でございますけれども、まず、現在の網走市は平成21年度からこの後見制度の利用支援事業というのを実施をしまして、現在までに2名の方が市長申し立てに

よってこの制度を利用されております。

平成24年度におきましては、新たな市長申し立ての相談が2件ありましたけれども、結果的には御本人が亡くられたり、親族の方が申し立てに協力ということで、実際の市長申し立てはゼロ件ですけれども、現在2名。そして、社会福祉協議会の方で実施しております権利擁護、日常生活自立支援事業でございますけれども、こちらは現在網走市で7名が利用しているという状況でございます。

また、市長申し立てにかかる中で、後見人となった方への報酬支払は現在1件。網走市で助成として実施しております。

全国的には専門職の方の不足といったことも、今お話ありましたけれども、当市の現在の状況としましては、親族や専門職による後見人が不足しているので、この制度を利用できないという状況にはまだ至っていないと考えてございます。

◎平賀委員 現状の認識は理解をさせていただきました。

全国的に、独り暮らしで身寄りがなくて、しかも病気で判断力が低下して、救急車で入院してくる患者さんがそれでも増加をしているという傾向があります。網走市でも若干そういうのはあるのだと思いますけれども、金銭管理をする人もないとか、アパートの自室も片付けられる人がいないとか。解約だとか、そういうことをする人もいなければ、施設を申し込むにも保証人もいないだとかという方がふえている状況にあります。結局は、そうすると、医療のソーシャルワーカーさんがやむを得ず対応を担うということで、負担がふえている状況があるというふうに認識しているところです。

特に、首長申し立て、市長の申し立てについては、市職員に成年後見制度のノウハウが必要にやはりなります。それから、申し立ての費用。それから、第三者の後見人の報酬の財源確保という課題も、当然立ち上がっているというふうに思います。

そういった状況もあって、全国的には伸びてないというふうに言われているのですけれども、網走市では、先ほどの状況を聞くと、そうではないということだと思いますけれども、改めてこの辺の認識を伺いたいと思います。

◎児玉介護福祉課長 当市におきましては、まず

制度として平成21年度から設けておりました、市長申し立ての費用、そしてそれに伴う後見人の報酬の支払についても予算措置をしております。そして、実際の申し立ての相談があった場合に、どういった市の態勢として、速やかに家庭裁判所に手続をできるかということですが、こちらにも実際には今まで2件ということで、事例としては少ないのですが、担当係の方で先行してる都市の例も実際にはいろいろお聞きはしておりますけれども、やはり、これ、申し立ててからも実際時間がかかるという、家庭裁判所の段階で時間がかかるという部分がありますので、まず相談から申し立てに関しては、もちろん、対象となるかどうかという部分では、調査には時間はある程度かかりますけれども、対象となると決定した部分では、申し立てまで速やかに現在は行っていけるという態勢にあると考えておりますし、費用面でも、先ほど申しましたとおり、制度予算、態勢を整えておりますので、今後も活用は、相談が来れば迅速にしたいと考えております。

◎平賀委員 理解はさせていただきました。引き続き取り組んでいただきたいと思います。一方で、今後人材不足に陥るという可能性は否定できないというふうに思っています。やはり高齢化が進み、先ほどの質問のとおり、高齢化率が高まるのと、75歳以上の方々がふえていくということでもあるので、人員は不足していく可能性が十分あると。それに対応するために、市民後見人の養成というのがあるのだということ、昨年も質問させていただきました。市でも何らかの検討をされてきたと思いますが、今後の見通し含めて見解を伺いたいと思います。

◎児玉介護福祉課長 この後見制度につきましては、現在は親族、家族の方。あるいは、状況によって専門職の方が後見人となる場合が大半でございますけれども、こういった方たちの中で、今もお話ありましたけれども、特に認知症の高齢者の方がふえる傾向は、これはございます。そういった中で、こういった親族や専門職の後見人の方が不足してきた場合の対応として、市民後見人の必要性が高まってきているという認識はしております。

今後も市民後見人の養成、態勢につきましては、先進都市の取り組みを調査するとともに、オホーツク総合振興局でも、こういった市民後見人

の養成については事業を始めておりますので、そういった活用。それと、養成した後のサポート態勢の整備というのが、実は一番肝心だと思っておりますので、そこをどう整備するかということも含めて、ちょっと時間はかかると思っておりますけれども、十分に研究していきたいと考えております。

◎平賀委員 法律面で特に支援が必要だというふうになってきます。リーガルサポートという形で、全国では専門家の方たちがNPO法人をつくるなどして対応してる事例がありますけれども、その辺も含めて検討を続けていただきたいというふうに思います。

もう1点、在宅での暮らしを支える意味では、住まいの解決。課題解決が重要だと思います。

先ほどの質問でも、高齢化率の高まりとか、在宅介護率の高まりというのがあるということをお述べたところでございますけれども、こういったことから考えて、行政としての対策というのはやっぱり必要だというふうに思います。

これまでも街中居住を兼ねて、高齢者専用賃貸住宅などの整備を進められてきたところだというふうに思いますけれども、状況の変化はやっぱり早いというふうに思っています。対策は必要だというふうに、私は感じています。

建設部のときにも質問させていただきましたが、介護事業者などが1階にあって、何かあったときに支援が受けられるような公共住宅の整備というのは、今後も必要性は高まっていくというふうに考えますけれども、福祉部と建設部が共同でこうした課題の解決に当たる必要性高いのじゃないかというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

◎児玉介護福祉課長 高齢化の進展と在宅サービスの充実につきましては、高齢者の住まいの多様化という点が非常に重要になってくると考えております。

新しい住宅、住まいの制度としましては、安否確認と生活相談というサービスを義務づけられた、民間事業所が主体となると思っておりますけれども、サービス付き高齢者向け住宅という新しい制度が平成24年から始まりまして。現在、当市におきましても、市内で2カ所、52戸のサービス付きの高齢者住宅が実際に開設されているという状況でございます。

御質問のありました公的な住宅。市営住宅とい



うことで考えますと、こちらは一般的には高齢者だけではなくて、さまざまな年齢層の方の入居を想定した集合住宅となりますので、市が直営する形の公営住宅の同じ建物の中に、例えば1階にそういった介護サービスの事業所が入居するということとなりますと、現実的には建設費の財源というのは補助金や交付金の認可条件の整備ですとか、管理上の課題といった部分がまずございます。また、入居する事業所にとりましては、そこに入居して安定した運営をするための収益性の確保がどこまでとれるかといった部分も、課題の整備としては必要になってくると思います。

ただ、先ほども申しましたが、住まいの多様化という点については、今後もしろいろ検討していかなければいけないとは考えておりますので、そういったサービスつきの高齢者向け住宅の今後の開設状況も含めまして、関係部局と連携を図りながら、他市の事例もまた調査、参考にしまして、研究していきたいと考えております。

◎平賀委員 考え方について理解をさせていただきましたので、引き続き検討をしていただきたいと思ひます。

次に、流氷館の特別会計について伺いたいというふうに思ひます。

これまで、私の理解だと黒字に戻すことが第一の目標だとして取り組まれてきたという時期があったというふうに思ひますが、それが難しくなった現状を踏まえて伺ひます。

本来は体制のスリム化、あるいはさらなる経営努力を重ねて財政体質を健全化するということ。もちろん、入ってくる料金をふやすということなのですけれども、そういったことが第一なのだというふうに思ひますけれども、現状はそれができない状況にあると。なぜこのような形になっているのかを市民に向けてどのように説明するのか、最初に伺ひたいというふうに思ひます。

また、黒字に戻すことを第一の目標としないときに、何を目標にこの特別会計を運営されていくのかを明らかにされたいと思ひます。

◎田口観光課長 流氷館の運営についてですけれども、オホーツク流氷館につきましては、昭和60年に建設以降、たくさんの観光客や市民の皆様の入館に支えられまして、平成22年度までは黒字で経営を行ってきたところでございます。しかし、長引く景気低迷や、観光客が団体客から個人客へ

移行するなどの観光形態の変化などによりまして入館者が減少し、平成23年度からは流氷館特別会計については、一般会計からの繰り入れにより収支の均衡を図っている状況となっております。

このような中、流氷はオホーツク地域の特有の観光資源でありまして、今後ともその魅力を全国の観光客にPRすることは、網走観光の持続的な発展のためにも重要な課題であるというふうに考えております。

新たな施設の経営につきましては、入館料ほかの収益によりまして、運営経費を賄うことはもとより、リピーター確保に向けた将来の施設リニューアルにかかる費用の確保も目指していきたいというふうに考えております。

また、当該施設の運営のみならず、地域内の魅力的な観光資源の情報発信を行うことにより、滞在時間の増や消費額の増につなげ、網走観光全体の活性化を図るための施設を目指していきたいというふうに考えております。

◎平賀委員 目標についてはある程度理解をさせていただきました。

経営改善に向けた努力も当然されていくということは承知しておりますが、少しでも財務体制は改善の方向に向けていくという意思是やはり捨てるべきではないのだというふうに思ひます。もちろん、今の答弁でもそうではないということがわかりました。目標をいずれにするにしても、毎年少しずつでも財務体質は改善していくのだという、もしくはこれ以上悪化させないのだという強い意思がやはり必要だというふうに思ひますので、この辺についてはそれを持っていただきたいというふうに思ひます。

現状を打開するために建てかえの議論を進めているのだということも理解をするところですが、このことは今後基本設計が示された段階で、改めて議論をしたいというふうに思ひます。

改善のための取り組みについて、まず今できることを探していくのも大事だと思ひます。

そこで伺ひますが、流氷館展望台を訪れる方々のうち、有料の入館者と無料の入館者、それぞれいると思ひます。それぞれの人数、どの程度なのか、確認させていただきたいと思ひます。

◎田口観光課長 今年度の実績でございますけれども、3月15日現在で有料の入館者数は12万6,100人程度となっております。それから、流氷

館に入らないで展望台だけ行ったとか、無料で入った人の人数ですけれども、おおよそ3万人程度と押さえております。

◎平賀委員 無料入館者が3万人いるということで、わかりました。

そこで、一つの提案になるかもしれませんが、各国の言葉で記載された説明、もちろん日本語も含めて、とともに、例えば募金箱を設置するなどして、入場者に寄附を呼びかけてはどうかと。特に、無料の方々に対して思います。1人100円でも10円でも入れてくだされば、案外大きな収入になるのは計算すればわかることですが、ふるさと寄附の呼びかけと、私はあわせて行うことが効果的だというふうに思うのですが、募金箱に限らず、来場者にも、無料の方は特に寄附を呼びかけるような取り組みを進めてみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

◎田口観光課長 現在の団体旅行においては、価格を安価に設定するために、観光施設の立ち寄りについてはオプションとすることも多い状況でございます。オホーツク流氷館におきましては、無料の天都山展望台と併設していることは、多様な観光客が訪れるという観点から有料入館者の確保につながっていると認識しているところでございます。

このような中、入館者は有料の流氷館に入館した後に展望台を利用するケースが圧倒的に多い状況となっております。任意ではありますけれども、募金箱を置いて寄附を募るということは、施設の印象などの影響から、今のところ考えていないという状況となっております。

◎平賀委員 募金箱に限らず、ふるさと寄附の活用ということも私はあると思いますので、あわせて施設がこういう状況なので、こういうところに経費を使いたいので寄附を求めるということが、せめて表示があったり、パンフレットの中に記載されていても、私はいいのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎田口観光課長 ふるさと寄附の件につきましては、確かに委員のおっしゃるところも理解できる部分がありますので、今後検討していきたいと考えております。

◎平賀委員 ぜひ検討を続けていただきたいと思いますが、今後のことを考えることはやはり重要だと思います。まず、網走市民にここに来ていた

だいて、個々の状況を知っていただかなければアイデアは出てこないと思います。昨年、お客様を連れてくると、市民は無料になるという取り組みが行われておりました。大変好評でした。こうした取り組みをさらに工夫して、市民に気軽に足を運んでいただき、考えていただく機会をつくるということとあわせて、アンケートなどを実施して意見を集約できる仕組みを今年度から検討するということは、私はできると思いますが、どうでしょうか。

◎田口観光課長 アンケート等の取り組みについては、今後新しい施設を建てるに当たっても必要な部分かと思っておりますので、そのようなことについて行うことを検討していきたいというふうに考えております。

◎平賀委員 ぜひ行っていただきたいと思いますが、生協の白石さんではないですが、アンケートの中にいろいろ意見があったら、そのアンケートに対してこういうふうになりましたなんていうことを回答として張っていくと、施設の評価はさらに上がりますので、ぜひ、そういう工夫もやっていただきたいと思っております。

また、例えばエレベーターなら、函館タワーのエレベーターは乗るだけで感動するほど内装が素晴らしいのです。あるいは、センサーの動きにあわせて反応して、映像が変わるタイプのプロジェクターというのが今あって、足元に疑似流氷体験が再現するようなこともできるかななんて思っています。

また、流氷館に今人気の流氷ウォークの再現をできるようなものを作って、疑似氷を活用するなどして、専用スーツを着用して水の中に浮かんで、冬の流氷体験を着衣を汚さずに夏でも体験できる。こんなことを考える余地はまだあると思いますし、市民の方々、たくさんアイデアをお持ちだと思います。

こうしたさまざまな考え方をさらに集める工夫というのを、来年度の流氷館の事業運営の中の、そのものの中でもぜひ考えていくべきだというふうに思います。また、そのことが2年間の間にできる努力をきちっと進めていくんだという意思表示と、それから、市民への建てかえの理解を進めていくことになるというふうに思うのです。また、こういうふうにするから入場者の見込みというのはクリアできるのだという、今、説明ができ

ていないから、余計不安を訴えられているということの解決に私はつながると思うのです。是非、こういったことを今年度から積極的にやっていたきたいと思うのですけれども、見解を伺いたいと思います。

◎田口観光課長 新たに施設を建てるにあたりましても、是非、いろんな意見を伺っていただかなければならないというふうに思っておりますので、積極的に行う方向で検討していきたいと思っております。

◎平賀委員 この施設は観光においても重要だというふうに思います。賛否両論意見はありますけれども、それを乗り越えて理解を深めていくということと、積極的な取り組みを今から、今の流氷館そのものが見せていく。市も見せていくということが重要ですので、そのことに期待して私の質問を終わらせていただきます。

◎渡部委員長 ここで、昼食のため休憩をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで栗田委員より特別発言が求められておりますので、これを許可します。

栗田委員。

◎栗田委員 過日、教育長の質疑の中で、私の不穏当な発言がございました。ここで深くおわび申し上げます。

よって、議事録を精査の上、削除をお願いしたいと思います。

◎渡部委員長 ただいま栗田委員から、3月15日の教育委員会所管における教育長との質疑において、不穏当発言がありましたので、議事録精査の上、削除等、適切な対応をお願いしたいとの申し出がありました。

ここでお諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、栗田委員から発言取り消しの申出を許可することに決定されました。

それでは、休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

古都委員。

◎古都委員 重複する箇所がございましたので、私からは1点、流氷館特別会計について質問させていただきます。

まずテナント料ということで、流氷館テナント使用料が昨年に比べて大幅な減収となっております。これは家賃収入等々も聞いておりますけれども、ここを具体的に細かく説明いただきたいと思います。

◎田口観光課長 オホーツク流氷館のレストランにつきましても、網走市公有財産規則に基づき、民間事業者の使用許可をしているところでございます。使用許可の経過につきましても、平成20年度の世界同時不況あたりから急激に観光客が減少したことに伴い、レストランの運営も厳しくなり、平成22年3月末をもって当時の事業者は閉店をしたところでございます。その後、新たな事業者によりまして、平成22年7月より営業を引き継がれましたが、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴い、さらに運営環境が厳しくなり、その事業者も平成23年7月に閉鎖したような状況になっております。

このような中、新たな事業者を探しましたが、当時の家賃が年額526万8,000円という高額なものであり、これがネックで新たな事業者が現れなかったことから、家賃を年間84万円まで減額し一般公募を行いました。それでも応募はなかった状況でございました。レストランの存在は、特に台湾人観光客を中心とする外国人観光客の入館に大きな影響を与えることから、レストラン再開を最優先の課題としまして、家賃を年額24万円に減額することとし、現在の事業者と協議の上、昨年5月からレストランの営業が再開されることとなっております。

このような経過から、平成24年度の予算編成時には、家賃としまして84万円を計上したわけですが、現在24万円で営業をいただいております。今年度の予算は24万円という表示になっております。

以上です。

◎古都委員 今のお話ですと、当初526万円から年84万円としたときには公募をして、そのときにあらわれなかったと。さらに今年度年額24万円にしたときに公募が行われていないと思うのですけれども、その点はなぜでしょうか。

◎田口観光課長 平成23年の7月に公募をしまし

て、その後、入居者が全然現れない状況がずっと続いておりまして、その後も継続的に探していたのですけれども、ようやく見つかったのが今年の4月ということで、そのときにいろいろ協議をしまして、その値段にしたという状況です。

公募につきましては、平成23年の7月に行っていたのですけれども、そのまま新たな事業者が発見できなかったため、継続的に入居者を探してたのですけれども、見つからなかったために、新たに今年の4月に見つかった段階で公募せず、その方と契約をしたという状況になっています。

◎**古都委員** 84万円で公募して見つからなかったと。家賃収入を下げたことよりも、また新たに下げて年間24万円としたところに、その時点でまたもう一度公募をかける必要があったと思うのですけれども、行わなかったということに対して、どのような見解をお持ちでしょうか。

◎**田口観光課長** 先にも述べましたけれども、流水館の入り込みにはレストランの営業が非常に影響しております。閉鎖期間が結構長い期間になったため、そのまま契約をしたという状況になっております。

◎**古都委員** いなくて、早急に取り組む必要があったとも思うのですけれども、私が質問している内容としては年間24万円とした時点で、協議して決めたということだったのですけれども、84万円で見つからなかったと。それは採算性がもちろん合わないから、事業者もなかなか手が挙げられなかった状況だと思うのですけれども。さらにそれは減額した上での設定が必要だという認識があった上で、この24万円というのが出てきたと思うのですけれども、その86万円で公募でいなかった時点で、減額の可能性を念頭に置いていたならば、減額した上でもう一度公募をかける必要があったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎**渡部委員長** 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午後1時08分休憩

午後1時18分再開

◎**渡部委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

古都委員の質問に対する答弁から。

田口観光課長。

◎**田口観光課長** 大変失礼しました。先ほど申しましたとおり、平成23年7月に家賃7万円ということで公募をしたのですけれども、その段階では新たな事業者はあられませんでした。その後、市としましては、いろんな方面に何とかやっていただけないかということでお願い等をしてきたわけですけれども、結局あられず、一番の外国人観光客が入ります2月を過ぎても結局入らないという状況になりました。そのため、新たにいろんな方をお願いしたところ、7万円では無理けれども2万円ではできるという現在の事業者の方と会いまして、その方をお願いしてやっとな。一番の繁忙期の2月を過ぎ、これからまたお客様が入るゴールデンウィークを前には何とか開きたいということでやった次第でございます。

◎**古都委員** 今のお話ですと、市有財産となる流水館について、その家賃を、事業者さんが決して悪いという意味ではないのですけれども、事業者さんと協議して決めるというやり方自体に問題性を感じるのですけれども、いかがでしょうか。

◎**田口観光課長** 公有財産規則の中で、使用許可の料金につきましては、一定の金額の範囲で市長が特に認めた金額という範囲がありますので、内部でその辺を決裁を取りまして決定していったという状況になっています。

◎**古都委員** 今の一連の流れなのですけれども、私はこれは担当である経済建設委員会なりというところで、議会に対して説明する責任があったと思うのですけれども、今まで行われてないと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎**田口観光課長** あくまでも網走市公有財産規則に基づきまして、適正に事務を進めていると考えております。

◎**古都委員** 今の答弁では、議会に対する説明は必要なかったというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

◎**田口観光課長** 規則に基づいてますので、執行権の範囲でやらさせていただいていると考えております。

◎**古都委員** ここは流水館ということなのですけれども、流水館だけでなく、ほかにもいろんなテナントが入っているような施設というのはありますけれども、今後このような形がほかのところ

でも起こり得ると思うのですけれども、その点の見解を市長にお伺いします。

◎田口観光課長 各施設には施設の設置条例なり、もしくはそれがなければ私どもで行った公有財産規則なり、一定の規則に基づいて事務を行っておりますので、その点については問題ないかと思えます。

◎古都委員 今度は質問の角度を変えまして、最後に1点だけ質問いたします。

流氷館建替基本構想事業ということで、去年この特別会計のところに算定されておりましたけれども、その説明が昨年行われた中で、初年度20万人から10年かけてゆっくり減少というふうになってますね。その後の10年間は大体12万人を維持するだろうという見解で出されておりました。

しかしながら、世界遺産となった知床ですらピークと呼べるのは二、三年。ただ、展示施設となる中でほぼ倍増に値する20万人を見込んだ上で、それが10年かけてゆっくりと減少していくという見込みが、私はとても甘い見込みであるなどいうことを指摘させていただきます。

また、先ほど話したやり取りの中でも、私は議会に対してもちゃんとした説明をする責任があると思えます。また、その中でしっかりと理解を得られて進めていくというプロセスが大切だと思いますので、今後その点の重要性というのをしっかりと認識した上で、進めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

◎渡部委員長 次、近藤委員。

◎近藤委員 それでは、私からも特別会計、企業会計について、幾つか御質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に流氷館の特別会計についてであります。建てかえの議論につきましても、これまでの委員会の中でもたびたび議論をさせていただいておりますが、いかんせん老朽化、それから展示内容の陳腐化等々進んでおりますので、そのあたりを早く建てかえていく必要があるというのは、これまでも述べさせていただいたとおりであります。

ただ、一方で流氷館は現存しているわけでありまして、観光客の皆さんも来られている状況があるということで、指定管理者になっております網走市観光振興公社の経営計画等も委員会では示されているところではあります。

今ある施設にもやはりお客さんにしっかり来ていただくという積極的な取り組みが必要であるというふうを考えておりますし、そのあたりは市の皆さんでもいろいろな思いを持っておられるところだと思います。先ほど来の議論でも現状の流氷館、そして天都山展望台にもなるべく多くのお客さんに来ていただいて、経営状況を改善するように頑張りたいというようなお話も多々ございました。具体的に平成25年度についてはどういった中身でこの流氷館、天都山展望台にお客様を集めていくというお考えをお持ちなのか、まずお伺いしたいと思います。

◎田口観光課長 現年度、平成24年ですけれども、オホーツク流氷館では入館者対策としまして、市民が観光客を伴って入館した場合には、市民を無料とする取り組みですとか、夏休みにおける子ども対策としまして、流氷教室やクリオネ探し。さらには、クリオネのストラップづくりなどのイベントを実施してきたところであります。さらには写真展ですとか、流氷まつりのポスター展などを取り組み、市民にも来ていただける仕組みを構築してきたところでございます。

新年度におきましても、工夫を凝らしましたサービスを提供するとともに、旅行エージェントや雑誌等にPRも今まで同様きめ細かく行っていき、入館料収入の確保に努めていきたいというふうを考えております。

◎近藤委員 今、御答弁の中にありましたように、市民の皆さんに来ていただくという打ち出しでは、非常に平成24年度、本当に頑張ってこられたなという印象を持っております。特に市外のお客様を連れてこられた市民の皆さん、無料にするという打ち出しは非常に市民の皆さんの受けもよくて、かなり多くの皆さんが流氷館に、天都山展望台に行かれたという印象を持っております。また、私の周りでもこの機会があって、かなり久しぶりに流氷館に行ったという方がいらっしゃったりとか、それなりの効果があったなというふうに思っておりますので、同じような仕掛け、市民の皆さんが流氷館、天都山展望台に足を向けるような仕掛けをまた25年度も期待をしたいと思えます。

また、テナントの確保についても、本当に多くの御苦勞があるのだなというふうに思っております。市の皆さんから地元の民間業者の皆さんにい

ろいろな形で働きかけをされている御苦勞は、たびたび耳にしているところでありますし、先ほど、家賃の議論もいろいろありましたけれども、そのあたりは臨機応変、柔軟な対応であったというふうに私自身は評価をしたいというふうに考えております。

改めて流氷館、そして天都山展望台、この新しく建てかえをするというところからこれから向かっていくわけですけれども、その建てかえに向けた議論と、その市民の皆さんに現状の流氷館に来ていただいて、今の流氷館の持っている状況、置かれている状況と、さらに天都山からのいい眺望ですね。持っている可能性をどういうふうにリンクさせながら話を進めていこうかというふうに考えておられるのかというところを、少しお伺いしてみたいと思います。

◎田口観光課長 現状の施設と新しい施設をどのようにリンクさせるかということですが、新しい施設に集客を図るためには、現状の施設を知っていただいて、そこに興味を持っていただいて、さらに新しい施設に対する楽しみとか、興味を倍増させていただくということが、非常に大変だと思っておりますので、現状施設で最大限の集客に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

◎近藤委員 ぜひそのあたりに期待したいと思います。

続きまして、企業会計の水道の方で少しお伺いしたいと思います。

2月に断水がありまして、多くの市民の皆さんが網走の水道の今の置かれている状況をいろいろと考えておられるようであります。いかにせん、埋めてからかなりの時間が経過をしている導水管ということもありますし、更新には多額の費用がかかるということで、このあたりは計画的にやっておられるというのは代表質問、そしてこれまでの議論を通じてわかってまいりました。

本日、一つ確認をさせていただきたいのは、網走の今の水道事業の藻琴山から片道30キロメートルの長い距離を経て運んでくるという、このスタイルというのは、この網走の水道事業、この未来、この先の状況を考えたときに、この継続していくという前提でお考えなのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

◎佐々木施設課長 水源30キロメートル離れたと

ころから今後もそのような活用の仕方と言いますか、それを継続するかということにつきまして御説明したいと思います。

まず、網走市の水道事業の創設期であります。現在の水源地が決定されるまで、候補地として検討された箇所が数カ所ございました。リヤウシ湖、二ツ岩バイラギ川、呼人駅前の地下水、藻琴川などが挙げられました。比較検討した結果、藻琴川河口から約4キロ上流、山里浜小清水線の広域農道よりもまだ藻琴市街に近い側ですが、そこに取水口を設けて沈砂池を設置し、ポンプで原水を桂町浄水場に送水し、沈殿ろ過、滅菌後に自然流下で市内に配水する計画で、昭和26年12月に厚生省の認可を受けております。

その後、詳細な検討により、藻琴川支流のシンプイ藻琴川上流に湧水があり、水量が豊富で、年間を通してほとんど変化がなく、水質もよいため、浄水施設が要らず、消毒だけで供給できること。また、標高が高く、網走市内まで自然流下でポンプを使わずに送水ができること。このようなことから送水距離が30キロメートルと長いですが、ポンプ、浄水場の運転管理の維持費等を考えると、藻琴川からの取水よりも将来的に有利であると判断して、昭和27年に水源の認可変更を受けまして、現在に至っております。

この当時の決断につきましては、河川からの取水は工事の濁水ですとか、あと水質汚染の危険もあるため、選択としては賢明であったと思われま。今後もこの水源について今までどおり活用していきたいという考えでおります。

◎近藤委員 全国的に見ても水源から30キロメートル運んでくるというのはなかなか珍しいと言いますか、普通、川や湖から引っ張ってくるというスタイルが多いように感じておるのですけれども、そういう状況の中でも、一方ではおいしくて、常に温度が一定に保てるような水道水が網走市に供給されているという。また、それで冷凍すり身が開発されたとか、いろいろな地域においてのメリットが、この間、歴史的にあったのだらうなというふうに感じております。

断水事故等々を含めて、ああいうリスクを減らすために水源変えたらどうかとか、いろいろな話を市民の方からいただくのですけれども、やはりこのあたりの歴史的な経過を踏まえて、現状の水源地、そしてこの30キロメートル運んでくるという

ところに含まれているリスクがあるのだとすれば、それを軽減するような取り組みをやっていくというところで、今の答弁を聞きながら思ったところであります。

このあたりにつきましては、代表質問と、それからこれまでの議論でいろいろと答弁聞かせていただきましたので、私の質問はこれで終わらせていただきたいというふうに思います。

◎渡部委員長 次、飯田委員。

◎飯田委員 それでは4点ほどお尋ねします。

まず1点、介護保険です。代表質問の中で質問しましたけれども、その中で介護施設の職員の待遇ということで質問しました。もともと介護関係の施設での職員の待遇が低いという認識により、さらに介護報酬の改定により拍車をかけていくというようなことを質問したのですけれども、徐々に改善されていると。離職状況も含めまして。というような答弁でした。市内の地域密着型の施設全体の離職率が13.4%で、全道平均より下回っていて改善されているということなのですが、改めて個々の施設の離職状況と、離職率が全道平均を超える施設はどの程度あるのか、まず伺います。

◎児玉介護福祉課長 個々の施設の状況としましては、特別養護老人ホーム及び地域密着型のグループホームなど、市内には合計16施設ございますが、全道平均の離職率以下の施設が13施設。残りの3施設が全道平均の離職率を超えているという状況でございます。

◎飯田委員 3施設が超えているということなのですけれども、その対策というのは何か考えられていますか。

◎児玉介護福祉課長 この全道平均を超えている3施設でございますが、いずれも市が所管します地域密着型の施設でありますので、市によります実地指導ですとか、2カ月に1回の施設の運営推進会議において、私ども職員が施設に出向きまして、状況を確認しております。

離職の理由としましては、待遇、処遇面のほかに、職員、入所者との人間関係も多いとは聞いておりますが、いずれにしても、職員の定着率の向上は入所してる方へのサービスの維持、向上にとって重要なことと認識しておりますので、施設に対しましては、介護報酬における処遇改善加算制度の積極的活用により、賃金の改善ですとか、職員の資質向上、研修の実施を促進するとと

もに、合わせてその施設内の職員同士のサポートや相談体制を充実するよう。そして、それによって職員の雇用が安定するよう、引き続き指導していきたいと考えております。

◎飯田委員 この施設の問題は非常に大変だというか、国の介護保険法の改定やなんかでは、かなり施設全体が、いいと言われる施設全体も非常に苦しい現状なのです。定着率がいいと言われている施設も、先の介護保険法の改定によって、訪問介護なり通所介護などの、多く事業所が実施しているのですけれども、基幹的なサービスの基本報酬が大幅に引き下げられたことに、これは大きく原因があると言われております。

2009年度から比べますと、加算というものを十分考えた上で、それに対応できる事業所と、小規模等では対応できないというような現状があります。実際、小規模事業所は職員体制が厳しくて、この加算算定や交付申請が困難だということで、だんだん苦しい中の事業所でも二極化していくという現状があるのです。こういうような状況の中で、私はマンパワーが、それだけでなく苦しいのに、大切にされないということからいうと、やっぱり市としても、国に対してしっかりと声を上げていくべきだということを、この問題については指摘をしておきます。

もう一つは、生活保護基準が介護保険への影響ということで聞きました。どのような影響を与えるかと。その中で具体的に介護保険料の段階別設定自体には影響ないという御答弁でしたけれども、今までの議論の中でも、国保なり、さまざまないわゆる非課税が課税世帯になっているということもありました。これまでの低所得世帯で市民税が非課税だった方が課税になる場合が出てくるということで質問しましたが、改めてどのような影響が想定されるか、伺いたいと思います。

◎児玉介護福祉課長 御質問の住民税につきましては、前年分の所得に課税されるということから、介護保険への影響が出ますのは平成26年度以降とはなりますが、非課税から課税へとなる場合には、介護保険料の段階が上がり負担増となるほか、介護サービスを使った場合の自己負担につきましても、軽減の段階が変更、あるいは非該当となり、結果として負担が増となる場合がございます。

◎飯田委員 実際、介護保険料と介護サービスの

利用料の自己負担、ともに負担増が出るということなのですが、現在の市の保険料の段階で、市民税が非課税の方はどのぐらいの人数がいるのか。そのうち、課税になって負担増になる方がどの程度の人数になるか、伺いたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 現在、65歳以上で介護保険料の被保険者となっている方は約9,700人いらっしゃいます。このうち、市民税が御本人非課税の方は、約60%に当たる5,800人となっております。この方の中で、市民税の非課税限度額の引き下げにより、平成26年度からの市民税が課税となる方が何人いらっしゃるか、この点につきましては、現在の時点では明確な基準が国から示されておりませんので、推計ができません。

◎**飯田委員** 非課税から課税になる人数は現在のところ基準が示されていないのですけれども、具体的でなくても、基準の引き下げがあると。課税になった場合の具体的な影響、負担増については、推計でもいいから、どの程度ありますか。

◎**児玉介護福祉課長** まず介護保険料の段階でございまして、現在7段階9階層という形で、保険料の段階が分かれています。そのうち非課税の方は第2段階から第4段階までの区分となっております。また、課税の方は第5段階以上となっております。非課税から課税となった場合に、第4段階から課税となった方については、月額ですけれども590円。第3段階から課税になった場合は1,780円。第2段階から課税となった方については月額2,940円の保険料の負担増となります。

また、介護サービスを利用される方の自己負担につきましても、高額介護サービス費及び高額医療、高額介護合算療養費制度では、軽減の段階が変更となるほか、施設入所やショートステイの方の食費、居住費の負担限度額の認定、及び社会福祉法人等による利用者の負担軽減制度につきましては、軽減自体が非該当となる影響がございまして、

◎**飯田委員** これはあくまで推計というか、そういうところの話なのですけれども、これだけでも非常な、介護保険だけでも、この段階別の保険料のほかに、いわゆる利用サービス。特に網走は社会福祉法人等の利用者負担軽減制度をかなりやっているところなのですけれども、これがこういう

形になると、非常に本当に払うのも、利用するのも大変だということがわかります。

このような大きな影響と負担増に対して、どのような対策を講じるというか、推計でやっただけですけれども、仮になった場合は市としてはどのような対策を講じますか。

◎**児玉介護福祉課長** 現在の国の方針では、生活保護基準に連動する個人住民税の非課税限度額は、平成26年度以降の税制改正で検討すること、及びこの住民税非課税限度額に応じて決まっております医療保険、介護保険等の自己負担限度額の軽減割合などにつきましても、同じく平成26年度の税制改正を踏まえて対応するなど、一般の低所得世帯の影響を最小限に抑えるよう、検討を進めているとしておりますので、市としましては、引き続きこういった国の対応を注視しながら、必要な事項につきましては、国に対して要望していく必要があると考えております。

◎**飯田委員** 国の方向性を注視したりなのですけれども、この介護保険が発足時には所得別段階保険料の基準額の上限の段階は、基準額の1.5倍です。当初は240万円だったものが200万円に引き下げられたために、200万円以下の方の割合は非常に大きく占めるようになりました。低所得者の対策を平成26年度以降の税制改正時に検討すると言っていますが、実は平成26年4月より消費税増税がまず待ち受けています。さらに、平成27年からは3年置きに繰り返される第6期の介護保険事業計画の改定も控えています。ここでは大幅な保険料の値上げが予想されます。本来であれば、年間80万円以下というような生活保護基準以下のクラスの高齢者は、保険料、本来免除すべきだという声が大きくあります。もともと弱者の方々に負担のかかる設定であることが私は原因だと思います。

平成16年から17年の税制改正のとき、四つの改悪が行われたのです。公的年金等の控除の縮小。高齢者控除の廃止。非課税限度額の廃止と定率減税の半減という改悪です。このとき、住民税が非課税から課税へと変化、増大することによって、国保料を始めとした医療、介護、福祉などの社会保障の負担が、このとき雪だるま式にふえていったのです。例の小泉改革のときです。その影響の大きさに、さすがに国は介護保険でも激変緩和措置を取りました。その影響を最小限にとどめるよ



うにしましたが、その後、この激変緩和措置もなくなり、現在の保険料と利用料の負担になっているのです。市としては、国に強力に要望することはもちろんですが、市としての独自の軽減策を講じる考えが必要だと思いますが、見解を伺いたいと思います。

◎酒井福祉部長 介護保険料につきましては、介護保険制度が平成12年から制度が開始されて、その後、高齢化が進み、また、介護保険サービスの周知徹底が図られたことによりまして、利用者がふえると。おのずからその中で介護保険事業費がふえてきております。それに伴って、保険料が上昇しているような状況にあります。

その中で、第3期では激変緩和措置による保険料を設定し、第4期から第5期までは負担能力に応じた軽減策として、保険段階を細分化を行いまして、そのほかに介護保険事業基金の繰り入れなどを行いまして、保険料の上昇につきまして、一定程度抑制を図ってきたところであります。

現在、生活保護基準の見直しにより、住民税の非課税限度額などの、より保険料に影響などがあるということで、国では今、低所得者の保険料の軽減強化について検討される見込みと現在のところ報道されております。

介護保険料の軽減対策につきましては、実際、国が対策を講ずるべきだということは、以前からお話をさせていただいておりますが、今後ともそれに対して市は国に対しまして、引き続き要望していきたいと思っております。

このような状況から、今後、第6期の計画を立て、保険料を決めていくわけなのですが、計画に対しましては、今、いろいろと国の方で介護保険制度の改正の動きがなされておりますので、それにつきまして十分注視して、慎重に検討をしていきたいと思っております。

第6期の介護保険料につきましては、介護保険策定委員会をまた開催いたしまして、その各種、いろいろな関係機関とか利用者、いろんな人たちから御意見を聞きまして、保険料を設定をしていきたいと思っております。今回、飯田委員からお話があったような部分も含めて、策定委員会に諮りまして、今後の保険料については決定をしていきたいと思っております。また、今後とも、今、介護保険料のお話だけなのですが、第6期の計画につきましては、高齢者の方々が安心して生きがいがある

生活が送れるように、福祉サービスの推進を図っていきたくて考えております。

◎飯田委員 言ってみればしないということですね。端的に。長々御答弁もいただきましたけれども。

それはそれとして、やはりこういう事態を重く見る。国の政策の狭間で翻弄されるのは住民なのです。そこを助ける、救いの手を差し伸べるのが行政。防波堤となる。そういうようなことをしっかりと視野に入れるべきだと、私は思います。入れないとすれば、これらの事業については、私は反対したいと思います。

それでは2項目めは後期高齢者になります。

後期高齢者では第2次の広域化計画が、道の広域連合でつくられました。道の医療費適正化計画との調和を図って、安心して安定的、かつ円滑な運営により、医療費抑制ではなく、医療費の適正化を推進して、事業を充実させるとあります。言葉を選んでみますと、安心してできるような内容でないから質問したのです。重複、頻回受診の抑制を目的とした訪問指導。これが非常に不安を与えるということで、私は適正化の名のもとに医療費を抑制する方向性を強く打ち出したものにほかならないということをまず指摘してから、伺います。

まず病気の重症化を防ぐ。健康な日常生活を送るために、検診は欠かせないのです。ただ、この後期高齢者医療制度では、検診そのものの計画は網走では立てられません。市ではですね。道の連合の方から来ますけれども、まず当市の受診率、過去3年。それから全道の受診率、過去3年。全国平均は平成23年度でよろしいのですけれども、まず伺いたいと思っております。

◎後藤市民部次長 後期高齢者健康診査につきまして、受診率でございます。網走市の平成21年度は8.07%。平成22年度、8.57%。23年度が8.64%。全道ですが、21年が9.26%。22年が10%。23年が11.16%。ちなみに全国でございますが、21年が22%。22年が23%。23年が24%となっております。

◎飯田委員 網走の8%台というのは、上がって来ますけれども、依然として8%台だと。全道の目標が15%なのですよね。これすら低いのですが、全道平均より半分少し超えたに過ぎないということからすると、原課としてはどのような対策なりを考えたり、要望していくかと思うのですけれど

も、いかがですか。

◎後藤市民部次長 健康診査につきましては、毎年広報の5月号への掲載ですとか、広域連合で発行しております「どさんこ健康ガイド」。これは窓口を設置してございます。周知不足につきましては、そうだろうと感じておりますけれども、後期高齢の方は既に病気にかかっている方も多くて、改めて受ける必要はないと考える方も多いのかなと考えております。

また、この数字につきましても、生活習慣病で治療中の人や、施設に入所してる方、これらの方は数字に含まれませんので、低くなっているのかなと思います。

対策といたしましては、平成25年度から脳ドックの助成事業を新規に行うこととしております。この健康診査の内容がほとんど脳ドックに含まれておりまして、同時に受診することによりまして、受診率が上がっていくのではないかなと期待しております。

◎飯田委員 原課で計画されたことでないの、いわゆる後期高齢者の健康診査受診率向上に関する実践例が策定されて送ってこられたので、今の生活習慣病の方が対象に入っていないということも、道の後期高齢者の議会の中でも指摘はされています。ただ、その中で指摘されたのは、町村ですとかかなり高いということは、43%、44%受診してるところのいい例をしっかりと見習いなさいと。いい例をなのですけれども、どっちにしても道の広域連合の仕事なので、その辺はなかなか大変なのですけれども、その辺の考えはありますか。

◎後藤市民部次長 今お話ありました実践事例集ですけれども、平成22年度に広域連合から送られてきております。これらを参考にいたしまして、長寿健康推進事業ですとか、いろいろ行っているところですが、いかんせん受診率は伸びていないのが実態でございますので、先ほど申しました脳ドックを初め、どのぐらい伸びるかかわかりませんが、できるだけほかにも方策がないのか、研究してまいりたいと考えております。

◎飯田委員 せめて全道の、目標ではなしに、道の平均のやっぱり10%以上を当面、私は平成25年度に目指すべきだと思います。

次に保険料の滞納です。全道的に後期高齢者のこの制度が発足してから滞納が増えていると言

います。当市でも発生しているのか。発生しているのなら、個別の処理状況、いわゆる預貯金差し押え額、収入額などを含めて、処理状況はどうなのかということ伺います。

◎後藤市民部次長 当市におきましても保険料の滞納は発生しております。滞納額と件数を申し上げますと、平成21年度が50件、金額で164万3,000円。22年度が39件、179万7,000円。23年度が28件で105万6,000円となっております。

差し押えの関係でございます。件数と金額を申し上げますが、平成21年が2件、2人、17万4,300円。内訳が年金の差し押えが2人。平成22年度が6件の人数では5人。44万6,200円。内容といたしましては預貯金が3人、年金が2人と。次に平成23年が6件の、人数では4人。金額では42万6,800円。内容といたしましては預貯金が2人、年金が2人となっております。

◎飯田委員 これは全道的にかなり広域連合の議会でも問題になったというのが、滞納処分の差し押えの仕方が機械的に行われているところがあると。例えば帯広市の例などを見ると、確かに預金が150万円持っていたり、それから定期預金が3,200万円あったとかというのは、これは当然差し押さえて入れるべきものだと思います。差し押え額も14万円というのはあるのですけれども、多分年金収入の場合は、給与収入と同じで、生活費や何かを除いて、その分を差し押さえて滞納に充てるということなのですけれども、この市の例としては収入が、年金が年間30万円程度なのにだとか、預貯金が1,400円ぐらいしかないのに、133円差し押さえたとか。そんな例があります。

こういうことから言うと、そういう例がかなり今後ふえていくと。恐らく原課では税務当局と連携を取りながらやっていると思うのですけれども、私は機械的に行うものではなしに、さまざまな納入相談を通じて行うべきものだと思いますが、いかがですか。

◎後藤市民部次長 後期高齢者医療の保険料を滞納されている方は、全て普通徴収、窓口、納付書による納入の方です。そういう中で、やむなく差し押えをするケース申し上げましたが、差し押さえるに当たりましては、払える能力があるにもかかわらず、やはり約束も守らない。また、納付交渉に応じない。こういった人を対象にしておりまして、機械的な対応は行ってはおりません。

また、押さえるに当たりまして、生活状況を加味しながら、慎重に対応しておりますので、御理解いただきたいと思います。

◎飯田委員 今の答弁では機械的にしないということ、是非やっていたきたいのと、いずれにしてもこの後期高齢者制度が実施されてから5年たちました。高齢者の医療削減と公費負担の抑制を目的とした制度なのですが、実は前々から申しているとおおり、これは当然廃止されるべきもの。政権交代によって廃止されるべき制度だったので、それが先送りになった経緯があります。実施の年数がこの制度は重ねれば重ねるほど矛盾が噴き出して、2年置きに保険料の自動値上げだとか、さまざまな面で高齢者を困難に追い込んでいるのです。

道内の被保険者、特に年収が200万円以下の低所得者数が1年間で今、2万人増加する。こういう中で、現行制度を続けていって、高齢者の生存権は私は守れないと思います。

よって、この制度は私は廃止するしかないと思っております。この後期高齢者については終わります。

◎渡部委員長 飯田委員の質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時03分休憩

午後2時13分再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

飯田委員の質疑を続行いたします。

飯田委員。

◎飯田委員 流氷館特別会計について伺います。

これは多くの委員も流氷館の建てかえを今回の質疑の中で行っていますが、私は特別会計ということでまず質問しますが、まずその前に、平成24年度の入館者見込み。これはさっきの平賀委員の質問の中で12万6,100人と。無料の入館者は3万人という数字が出ています。これから言うと、有料入館者は22年度、いわゆる基本構想をつくったときの予想は17年から22年までの属性の平均を取って20万人というようなことだったので、これから言う25年度の目標と、無料の入館者の予想はどのようになりますかということと、24年度の過半期の入り込みの見込みがかなりふえています。これが上がっていると思いま

す。これを入れた数字で25年度の目標も見直すかどうか。あわせて伺います。

◎田口観光課長 平成24年度のオホーツク流氷館の有料入館者数につきましては、委員おっしゃるとおり12万6,000人というところで見込んだところでございます。

その後の状況なのですが、先ほど申しましたとおおり、3月15日の段階で12万6,100人程度ですので、大体目標の数値に近い数字になっているのかなというふうに思っております。

予算上につきましては、この12万6,000人というところで計算しておりますけれども、来年度につきましては、平成22年度の数値であります13万3,000人を目標として入館者の受け入れに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、無料入館者につきましては、特に市民に天都山に足を運んでいただき、素晴らしい景観を再認識してもらいたいという考えを持っておりまして、そのための取り組みを充実させていきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 人数は出ないのですか、おおよそ。

◎田口観光課長 無料の人数につきましては、12万6,000人で先ほど3万人という現状の数値を考慮しまして、おおよそほぼ同じく3万人を想定しております。

◎飯田委員 昨年の集客能力の議論をこの特別会計でしました。そのときにはおおよそ天都山エリアでは20万人という集客能力があると。その当時、20万人というのを19万7,000人ということだったので、その中で流氷館に来た方、12万人と、有料ですね。その他はそのときには6万数千人の引いた、19万7,000人から引いた数が6万何がしという数字だったので、その辺の食い違いはどうなっていますか。

◎田口観光課長 道の統計の数は天都山の山のエリアを示しておりまして、流氷館だけではないと思われまして、民博等の数字も入った数字かというふうに思います。

◎飯田委員 そのときの議論は、平成22年度では13万3,658人プラス6万3,400人で19万7,058人というから19万7,000人になったのです。それはそれとして、この議論から言うと天都山そのものの集客能力は、これを足しますと16万3,000人程度で、あとは天都山エリアでの集客能力はどのぐら

いと見てますか。

◎田口観光課長 すみません。ちょっと意味がわかりませんので、もう一度説明してください。

◎飯田委員 実は昨年議論したのは天都山エリアということでやったのですけれども、結果的には流氷館の有料入館者数プラス無料でいくと、その19万7,000人マイナス有料入館者を引いたのが無料だという答弁をしているのです。それでいきますと、今回、13万何ぼで3万人というと、天都山自体の入館者が16万3,000人であったとすれば、天都山エリア。どこまで含むかなのですけれども、多分、あの辺一带の観光施設なり、全部含むと思うのですね。その集客能力はどのぐらいかと。

◎田口観光課長 民博とか、それからとらんどとか、その辺を含めると、22万人ほどになるかと思います。

◎飯田委員 22万人と。私が言いたいのは、では、天都山流氷館が今の建替基本構想の中で議論はしています。だけれども、平成27年を目指しているのなら、25年度、26年度の営業努力というのが、私、すごく影響すると思うのです。それを今、目標が25年度が13万3,000人と。じゃあ、26年度はどうかということになったときに、例えば26年度を15万人にするということであれば、無料入館者が4万人なり5万人なりふえて20万人として、天都山エリアが22～3万人ということにもなってくるのです、数はですね。そうなった場合に、前の流氷館設置のときには、実は天都山付近は集客能力が50万人あったと。これも去年とその前も議論しましたけれどもね。50万人あった中で、6掛けして30万人をターゲットにしてやったということであれば、今回の基本構想は25年度、26年度の中での22万人から20数万人の中での集客能力を、実際、有料入館者が基本構想の中では20万人としたら、30数万人にならないと集まらないというのですけれども、その辺の乖離の説明はどうですか。

◎田口観光課長 確かに天都山のエリアにおける入り込み数については、今22万人という数字ぐらいになっているかと思いますが、網走市全体に入ってくる入り込み数は127万人という数字もありますし、また、道の駅とか大曲湖畔園地とか、集客が分散している部分もあります。その辺を周遊するような形をとりまして、トータル的に

網走市全体の中から天都山に来てもらうということで、この20万人の目標は達成していきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 そうはならないのではないですか。やはり去年のあれでは、天都山周辺は20万人。それから、能取湖や能取岬は3万5,000人とか、きちっと数字を出した中である程度やっているのです。今の御答弁では網走全体の中での数字で6掛けで天都山の入館者ということにはならないでしょう。どうですか。

◎田口観光課長 観光客の動きも以前と今では大分変わっていると思います。そして、道の駅が平成19年に新たにできたりして、人の動きが変わって天都山の人がずれている部分とかも考えられると思います。

そういうことを考えると、これからの観光というものはエリアの周遊観光を目指していきたいというふうに考えておりますので、トータル的な数から天都山に集客を図っていくという考え方やしていきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 従来の考え方というか、そういうような見込みとは違うということですね。いわゆる集客能力を市内全体の中での集客が天都山の有料入館者の想定に結び付くと。それはそれで私は、それはそれとして、全然かみ合わないのですけれどもね、話はね。かみ合わないのですけれども、それをやっても、どうせ同じ答えしか私は返ってこないと思うのですけれども、言いますけれども、今後、平成25年度、26年度の中で、今の流氷館が果たすべき役割というのは、今の流氷館が設置された当時の精神に基づいて、精神というか、設置目的があるのです、基準だとか。新たな基本構想というのは、公営民設の基本構想で全然違うのです。そういうことから言うと、26年度までにこの特別会計の持つのは、やはり入場料収入でしっかりと賄っていくというのが基本だと思うのですけれども、いかがですか。

◎田口観光課長 流氷は、先ほども言っておりますけれども、オホーツク地域の特性のある環境資源というふうに認識しておりまして、これを使った観光は今後の網走の観光の目指す方向性の一つだと思っております。

ですから、流氷館としての役目は以前も今も変わっていないと思いますけれども、それを守っていくために入館者の増に引き続き全力を尽くして

いきたいというふうに考えております。

◎田口観光部次長 若干補足させていただきますけれども、平成25年、26年の流氷館の運営にかかる部分でございますが、現在公営企業会計の形をとった特別会計を設置してございますので、基本的には設立当初、昭和60年からの運営方針と同様の入館料収入等でその会計の収支を賄うということは基本であるというふうには考えておりますが、従来から御説明させておりますように、昨今の観光客の入り込みの減少によりまして、なかなか投資的経費の起債の償還費まで全て賄っていくというのは、なかなか現実的に難しいということもございまして、一定の一般会計からの繰り入れをして会計自体を賄っているというところがございます。

でありますことから、平成25年につきましても、新年度につきましても、起債の償還費程度の一般会計の繰り入れをしているところがございますが、25年、26年につきましても、運営費につきましても入館料収入等で賄っていかなければいけないということを考えておりまして、それに向けた入館者の確保。それから、新たな施設にかかってもその動きをとめないで、さらに延ばしていくというような方向で経営していきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 もう1回確認しますけれども、一般会計からの繰り入れが大変だと。ただ、この繰り入れはまだ続くのです。平成28年まで。代表質問の御答弁のとおり。平成25年度は2本ありまして、リニューアルの償還も、1,500万円と700万円と2,200万円。それから26年が670万円、27年が660万円と。最後、28年が650万円なのですけれども、これも全部繰り入れ。僕言ったのは、これを繰り入れしないでやる努力。実は流氷館が設置されたときには、もう御承知のように準公営企業債を使ったのです。これはどんな企業債かというところ、公営企業債に比べて縛りは緩いのですが、基本は入館料で償還していくというのが建前なのです。だから、私たちは流氷館特別会計は破綻しているよと。入館料で償還できないのですから、リニューアルのやつは。だから破綻している。これは非常に厳しくて、見通し、計画が。将来の見通しの計画がしっかりしないともらえないやつだったのです。途中、調べますと、交付税措置か何かで、今でも繰り出金で出ているのは交付税措置か何

かで私は使ったと思うのですけれども。やはり入館料収入イコール人数。これで払えないとなると、やはり破綻なのですよ。破綻をどうするかというときに、一般会計からの繰り出しということ。代表質問で建設コストのうち97%は入館料で返済して、こうした公設の観光施設は全国でまれと書いているのです。それはそれで評価しますけれども、実態は準公営企業債でしっかりと計画というのは、これはずっと人数が入ると。有料入館者が入るとして、恐らく企業債をもらったのです。そういうことから言うと、25年、26年のこの特別会計の方針も、このリニューアルのやつを返していくと。特に27年、28年だって残るのですから。だから、一般会計で持ち出さないで、やはり入館料で返していくという姿勢でないと、この準公営企業債をもらった意味がなくなるのじゃないですか。いかがですか。

◎田口観光部次長 当該施設につきましては、公営企業債、観光施設債という公営企業債を使っておりますことから、公営企業の会計である、公営企業法に基づいた企業ではないので、準公営企業と言っていますけれども、その仕組みの中で流氷館特別会計を賄ってきているというところがございます。

先ほども申しましたように、それは特別会計でありますので、その入館料等で賄っていくというのは基本でございますけれども、とは言え、その収支を合わせていかなければいけないという部分と、現実的に東日本震災も含めて、昨今の長引く経済不況もあって、入館料が減っておりますので、それはやはり収支は一般会計の中で繰り入れも含めて合わせていかなければいけないという。決して望ましい形だという認識はしておりませんが、現在のところ、そういう措置をしております。その繰入金については、少しでも少なくしたほうが良いというふうには認識はしております。

◎飯田委員 要するに、破綻しているから繰り入れしているという構造ははっきりしているのです。だから、25年、26年の目標も私は破綻を少しでも解消する営業努力なりを、入館料をふやしていかないとだめなのではないですかと言っているだけなのです。だからこそ、私はこの会計そのものは、そういうような姿勢を持たない限り、とても認めるわけにはいかないということなのです。

あと、若干、指定管理者について聞きたいと思います。

指定管理者。今、流水館は指定管理者になっています。観光振興公社なのですけれども、実はここで副市長が社長になっているのですけれども、指定管理者選定委員会の委員長は副市長または教育長になっています。この場合、指定したときの委員長は誰だったのでしょうか。

◎田口観光課長 このときの委員長は副市長が行っていました。

◎飯田委員 いわゆる観光の行政、行政というか、観光の中で民間を育てると。育てるというか、民間をしっかりと行政がサポートに回ってやるということから言えば、今、まさに副市長以下専務、常務、その他、結果的には総務課長として観光課長も入っているのですけれども、そういう状態は私は決して好ましい状態ではないと思うのですけれども、その辺の実際、平成25、26年度の中で、それらにおける体制の見直しというものも考えているのですか。

◎田口観光課長 現在の体制につきましては、特別会計の経営上の問題もあって、このような形を取らせていただいておりますけれども、これにつきましてはいずれ何らかの形で解消する方向を検討したいというふうには思っておりますけれども、当面、新しい施設が建つまでは、この体制で行くということになるというふうに考えております。

◎飯田委員 そういふことですので、いわゆる観光行政の中で行政がサポートして民間がしっかりと主体となっていくという方向性をしっかりと持たないと、民間が育たないと思いますし、行政も大変だということを申し添えておきます。

次に、水道事業会計です。

今までの議論の中でありました。私は大まかに前回の事故の中で、委員会から提言をもらっています。提言をもらった中で、今後20年程度の導水管の耐力及び安全率を考慮して、平成23年から42年までの計画を立てました。この20年間で導水管の全面更新完了を行って、その間、維持管理対策を立てて進んでいる中での今回の事故だったので。

事故原因については第三者委員会が究明されるということですので、それは今は置いておきまして、代表質問での答弁で、早期の漏水改善が困難

と思われる区間。それから、導水管の更新期間の短縮ということがあります。これは再発防止対策で布設がえ検討区間と延命措置区間に区分してありますが、実際、布設がえの検討区間、これはどのような区分がなされて、それから延命措置区間はどのような区分か。布設がえ検討区間の財源をどこに求めているのか、まず伺いたいと思います。

◎佐々木施設課長 まず導水管の早期布設がえ検討区間の設定の仕方と、延命措置区間の区分の仕方について御説明いたします。

早期布設がえ検討区間につきましては、今までの漏水状況の履歴と、あと漏水が発生した場合に、その補修に多くの時間を要すると想定される区域。あと、漏水が発生した場合に第三者に重大な影響を及ぼす区間等を考慮して、早期修繕箇所対応区間としております。

延命区間につきましては、それ以外の箇所ということですが、特に稲富地区から網走地区。この区間につきましては、今現在、稲富橋のところから浄水場までほぼ一直線で導水管が布設されております。この区間を維持管理がしやすいように、道路敷地、または水道用地として整備して布設する計画でありますので、この区間について布設がえをするには、長期間時間が必要となります。布設がえの途中でその布設がえ部分の効用を発揮するとなれば、既設管との接続がどうしても必要となりますので、その部分について将来的には使わなくなる間も布設が必要になってくる。そういうことも考えますと、どうしても稲富地区から網走の市街地区につきましては、延命措置区間という形の位置付けとなりました。

◎飯田委員 稲富から水源までが布設がえ検討区間。稲富以降桂町までが延命措置区間。今回は延命措置区間で起きました。それであるならば、現在の計画でも収支見直し上、恐らく値上げを二、三回考えているような計画になっていると思うのです。スピードを速めると市民負担が過大になって、回避するには導水管が現在補助対象になっていないということから、補助対象になるような働きかけが必要だと思うのです。

補助対象にならないのであれば、そういうような働きかけはするけれどもならないのであれば、市民の水ということで、ライフラインの確保のために一般会計からの投入は考えられないのか。それで、施設の耐震化ということでも、今回国から

出ているような元金交付金的な事業に乗っかってやる方法はないのか、伺いたいと思います。

◎山崎営業課長 まず、今回の改定、平成26年にも改定予定をしておりますが、現在検討している導水管の布設がえの前倒し分につきましては、先ほども述べましたが、7カ年程度の計画で見込んだ中で収支を見通しております。今回はこの期間の短縮を検討しているが、現在の改定では考慮をしていないというような状況です。

◎飯田委員 一般会計からの投入はいかがですか。

◎山崎営業課長 水道事業会計は地方公営企業により運営されておまして、地方公営企業法では経費は企業経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、独立採算の原則が規定されていることから、水道事業に要する費用は税金によらず、水道を利用する皆様に御負担いただいた料金収入より運営されるべきものであるというふうに考えております。

◎飯田委員 それでいくと、実は繰出金通達というのがありまして、ガイドラインを決めているのです。これは4か5のことになって、公園の噴水だとか、その他の場合は使っていない。一般財源投入はいい。他都市の水道事業を見てみると、確かに繰出金通達を出してガイドラインを定めても、その負担が水道料の値上げ値上げになって、住民の負担になっていく場合には、首長が政策的に判断して、全市民的な課題としたら繰り出しているところがあるのです。これは国保料と同じようで、法定外繰り出しということで出しているのですけれども、今回の水道の導水管はライフラインなのです。水道の企業債は発行できて、一般財源は投入しないのではなくて、この繰出金通達のガイドラインに定める以外に、私は耐用年数が50年、60年たったと。全市民的な課題だと。水道料金の値上げだけに頼らないとしたら、首長が政策的に判断すれば、全市民的課題だと判断すれば、一般財源を投入できるというような理屈になるのですけれども、市長、どうですか。

◎下間水道部長 ただいまの一般財源を投入して導水管を更新するというお話でございますけれども、先ほど、営業課長の方からも申し上げましたけれども、一般会計からの先ほど言った繰入基準の通達ですけれども、内容は御存じかと思っておりますけれども、国庫補助対象事業について規定されて

おりまして、その中には交付税の措置も考慮されているということになっております。

そういった意味で、現状で水道部といたしましては、そういう導水管の更新に対しまして、こうした補助の採択を、先ほど委員がおっしゃったように国に対して強く、国庫補助に対しては今後強く、まずはこれ用に向けて努力をしていきたいと考えております。全市民的な市民の意見ということもございませけれども、それについては市内全体の中の判断になると思いますので、ちょっとここでは私からは申し上げられません。

◎飯田委員 私言ったのは、繰出金基準というのは、それはそれでガイドラインが忠実に守っているということからすれば、それはそれで当然だと思います。

水道料金の値上げだけに頼ると、企業債ということでやると、市民の税金負担がすごくなるから、他都市でも水道事業が赤字出ているところは、一般財源から繰り出している都市もあるのです。だから、そういうことから言うときに、先ほどの流水館特別会計じゃないのですけれども、流水館が観光の基幹産業としてのあれだとしたらということで、一般財源から出しているということからすれば、これだって全市民的な水というのはライフラインだとしたら、一般財源から出す方向は首長が判断できるということになるということ。これは後からの議論になると思うのですけれども、そういうことを指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

◎渡部委員長 次、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎渡部委員長 ないようですので、以上で本日の日程であります特別会計、企業会計及び特別会計に関連する議案1件についての細部質疑を終了しました。

本日は、これで散会といたします。

再開は、あす、午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時46分 散会